

令和6年第4回大洗町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

令和6年12月4日（水曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１２名）

1 番	飯 田 英 樹 議員	2 番	石 山 淳 議員
3 番	関 根 健 輔 議員	4 番	小野瀬 と き 子 議員
5 番	櫻 井 重 明 議員	6 番	伊 藤 豊 議員
7 番	柴 田 佑美子 議員	8 番	小 沼 正 男 議員
9 番	今 村 和 章 議員	10 番	勝 村 勝 一 議員
11 番	坂 本 純 治 議員	12 番	菊 地 昇 悦 議員

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	國 井 豊	副 町 長	関 清 一
教 育 長	長谷川 馨	秘書広報課長	小 沼 敏 夫
まちづくり推進課長	海老澤 督	総 務 課 長	清 宮 和 之
税 務 課 長	高 柳 成 人	住 民 課 長	小 沼 正 人
福 祉 課 長	小 林 美 弥	こ ども 課 長	佐 藤 邦 夫
健康増進課長	本 城 正 幸	生活環境課長	大 川 文 男
都市建設課長	田 中 秀 幸	上下水道課長	大 塚 学
農林水産課長	中 崎 亮 二	商工観光課長	長谷川 満
教 育 次 長 兼 学校教育課長	深 作 和 利	生涯学習課長	磯 崎 宗 久
消 防 次 長 兼 消 防 署 長	大 貫 有 樹	会計管理者兼 会 計 課 長	米 川 英 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 山 義 明	議 会 書 記	坂 田 智 明
---------	---------	---------	---------

○飯田議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してくださるよう、お願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しくお願いいたします。

なお、本日の会議出席者につきましては、タブレットの使用を許可することと併せ、インターネット上でのライブ配信を行いますので、ご了承のほどを宜しくお願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○飯田議長 ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和6年第4回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○飯田議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、10番 勝村勝一議員、11番 坂本純治議員を指名いたします。

◎一般質問

○飯田議長 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要旨は、お手元に配付いたしました一覧表のとおりであります。

◇ 小 沼 正 男 議員

○飯田議長 8番 小沼正男議員。

[スクリーンを使用しての質問]

○8番 小沼正男議員 おはようございます。本日はですね、これからの大洗ということで、まず一つ目に人口増加策についてということで、二つ目は、それに関連しまして大洗のこれからの一次産

業の在り方ということでもあります。そして三つ目は、環境問題ということで、最近非常に太陽光が町内のなかに設置されているということで、これについて質問をさせていただきたいと思います。

まず初めにですね、まちづくり推進課のほうにお尋ねをしたいと思います。

まず、近年の出生数ですね、赤ちゃんがどのくらい生まれたかということでお聞きしたいと思います。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 小沼議員のご質問にお答えをしたいと思います。

近年の出生数というご質問でございますけれども、県の常住人口調査によりますと、令和3年が56人、令和4年が50人、令和5年が55人と、この3年間では50人台で推移をしている状況でございます。これが茨城県全体でどうかと申しますと、同じ調査の報告ですけれども、出生者数の合計は1万5,547人となってございまして、前年と比較すると855人減少をしております。また、この記録のある昭和40年以降では、昨年の数というのは一番少なかった、最小の数字であったということでございます。県全体としても出生数が減少をしているというところでございます。

また、令和5年と4年を比較した場合でございますけれども、大洗町は5人増えておりますが、同様に増えた自治体というのが11市町村ございます。最も多く増えた、4年と5年を比較して増えているのが阿見町で25人となっております。また、逆に、令和5年と4年を比較して減少してしまったところで一番大きいところは、古河市でマイナス80人となっております。以上です。

○飯田議長 8番 小沼議員。

○8番 小沼正男議員 非常に数が少ないということで、びっくりはしてるんですけども、今の答弁のなかで県南地域のほうは、これは自然と東京に近いということで非常に人口が増加しているということは、これは間違いないことなんですけれども、それについてですね、じゃあ何故大洗は若い世代が住まないのかというところで、まちづくりとしてはどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 小沼議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

どのように考えているのかというよりはですね、実際の数字をもってご説明をさせていただければと思いますが、先ほどの常住人口統計調査の結果で大洗町の令和5年の転出者数、この動きを見ますと、全体で954人の方々が転出をされております。このうちの59%、約6割に当たる方々、568人おりますが、この方々は県外へ移動をされております。また、この県外に移動されるうちの62%、約6割ぐらいになりますけれども、東京圏ということで、東京都、それから千葉県、埼玉県、神奈川県に転出をされていると、そちらのほうに占めているという状況でございます。

もともとその人口が少ないなかで、やはり若い方々が自らのキャリアアップであったりとか、新たなこの挑戦を目指すなかで、大学の進学、それから就職を機に都心部に人が流れていって、またそこでその仲間と同じようなコミュニティを作って定着するケースも多く、これは大洗町に限った話ではなく、全体的に見てもなかなかその人を集めようにも集められない構造的な問題もあると

思っております。

また、実際の学生の思いというところでございますけれども、民間のシンクタンクの調査によりますと、この就職意向調査では、企業志向としてUターンを望む数というのが全体の2.9%と低い状態でございます。逆に大手の企業志向が強いということから、こうしたその就職観というのものの流れに影響しているのではないかと思っております。以上です。

○飯田議長 8番 小沼議員。

○8番 小沼正男議員 今、課長のほうから答弁あったわけですが、非常にですねこの町としても子どもたちには投資をしているというような思いで私はいるんですけれども、残念ながらその子どもたちが帰ってこないということで、それは何故かということをやはりこれからまちづくりにおいてはですね、考えていかなければいけないなというふうに思っているところなんですけれども、そのなかでやはり一番の問題は、この町のなかに働く場所がないということがやはり一番の問題なのかなというふうに思っているところなんですけれども、そういったなかでですね、この子どもたちに大洗に住んでもらうということに関しては、やはり子どもたちもやはり大学という東京に向かう、そういったなかで個々のキャリアアップを目指していつてるわけですが、大洗町にもそういった原子力の研究機関とか、そういったものが大洗町の特色としてはあるわけですね。そういったところを今後ね、やっぱり有効利用していかないと、なかなかその大洗町に若い子どもたちが住んでいただけないというような状況が続いていくというふうに思っているんですけれども、じゃあ次にですね、町としてどのような支援策に取り組んできたかということをお伺いしたいと思います。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 小沼議員の再度のご質問にお答えをしたいと思います。

町として定住に向けてどのような施策に取り組んできたかというところで、大きく四つ施策のほうをご紹介させていただければと思います。

一つは、御存じのとおり定住奨励金制度、これは平成26年からスタートしておりますけれども、義務教育修了前のお子様がいる子育て世帯に対して奨励金として25万円を給付しているものでございます。令和5年の実績で申し上げますと、16世帯62人の方がこの奨励金の対象として給付をさせていただいております。ただ、この割合を見てみると、やはり町内の利用される方、転居なりで利用される方が多いことから、人を呼び込むというよりは、実際に人の流出を抑制する施策の一つになっているということでございます。

二つ目が、三世代同居・近居住宅増改築のリフォームの助成事業で、これは平成29年度から取り組んでいるものでございますが、そのタイトルのとおりですね、子育て世代と、それから高齢者の安心な暮らしを応援するために、三世代での同居・近居を支援するものでございます。助成金としては、25万円を給付するものでございますが、実績としましては、平成30年に1件ございましたが、その後しばらく利用がなかったのですが、令和5年に1件、今年に入りまして新たに3件の申請があったところでございます。

次に、大洗町移住支援金ということで、これは県と町とで協力をして行っているものでございますけれども、東京23区にお住まい、または23区にお勤めで一定の要件を満たす方に対して移住支援金を支給するものでございます。一世帯100万円、お子さんが帯同する場合は、お一人につき100万円、単身で60万円となっております。令和5年度の実績で申し上げますと、4世帯の方がこの支援金を使っております。うち3件がですね子育て世帯でございまして、1件が単身世帯となっております。

そのほかに、今度は個人への給付ではなくて、開発に関する支援ということで、民間宅地開発促進事業を平成26年から実施しております。これは宅地開発等が行われた場合に、一定の要件を満たす開発について、町が支援をしているものでございます。以上でございます。

○飯田議長 8番 小沼議員。

○8番 小沼正男議員 各市町村ですね、どこでもこれはやってると思うんですよ。大洗町だけの特色のあるものというのが、なかなか町としても打ち出せてないというのが実情だとは思いますが、これまでですね、大洗町は観光立町として交流人口の増加を非常にやってきて、これが定住人口につながるというような話でやってきたというふうに思うんですけれども、そういったなかではですね、その定住人口にどうすればつながっていくのか、これが一番やはり問題だというふうに思うんですよね。今まで本当に観光客の皆さんいっぱい来てくれていたんですけれども、そういったなかで今までホテルの建設が町のなかでもありますよという話があったんですけども、その辺って今の状況としてはどういうふうになってるかちょっとお聞きしたいと思います。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 小沼議員の再度のご質問にお答えをいたします。

直接その動きにつきまして私のほうで伺っているわけではないのですが、いわゆるその会社のホームページ等を見るとですね、なかなかその事業は進んでいないというようなところでございます。以上です。

○飯田議長 8番 小沼議員。

○8番 小沼正男議員 そういった状況でね、本当にこの町内のなかになかなか民間企業も進出してこないという状況が続いているわけなんですけれども、やはり今、現状として考えるとね、国の政策もこれから国内で自国の燃料を賄うというような方向性で動いているというふうに私は思っているんですけれども、そういったなかでそういったことができるのは、やはりこの原子力しかないと思うんですよね、大洗の場合は。HTTRではないんですけども、これは水素と発電が両方できると。そして常陽はモリブデンの開発ができて、今後のがん治療には非常に有効な手段だという話は聞いておるんですけども、なかなかその辺がね、最近の進行状況というのが見えてこないんですよ。そういったところで、こういったこの研究機関をですね、できればその民間企業と共同で開発を進めていただくような話、これをやはり町としてもね進めていかないと、この企業誘致というような話になりますけれども、なかなか見えてこないのかなと、そこが、これが話が進んでいかない

と。その点、私はそういうふうについていつも思っているんですけども、まちづくりとしては今後どのような方向性で考えているのかお聞きしたいと思います。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 小沼議員の再度のご質問にお答えをしたいと思います。

原子力機関、原子力の力を使った企業の誘致というようなお話だとは思いますが、まずその前提としまして、2050年のグリーンカーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略、このなかでH T T Rという原子炉の位置付けとしましては、このH T T Rを活用し、安全性の国際実証に加えて2030年までに大量かつ安価なカーボンフリー水素製造に必要な要素技術確立を行うと位置付けられてございます。こうした背景を踏まえまして、原子力機構と、それから民間事業者、更に町とです、この水素の利活用に向けた勉強会を重ねてまいりました。また、大洗町、それから東海村、青森県の六ヶ所村、岡山県の鏡野町と連携して取り組んでおります原子力研究開発推進自治体協議会、こちらにおいてもですね、本来の研究開発を着実に推進するために必要かつ十分な予算措置に向けて財務省をはじめ文部科学省、経済産業省、そして内閣府、さらにはそれぞれの選出の国会議員の皆様に対しまして、毎年要望を重ねているところでございます。

現在行われているH T T Rの熱を用いた水素製造試験の計画につきましては、今後の国内実証炉に生かすための実証試験でございまして、今すぐその大きな企業誘致という動きにはなかなかつながらないところありますけれども、この連続した水素が供給可能となる国内実証炉の計画も当然ながら控えてございますので、国の動きを注視しながら、しっかりですね大洗町として最も最善な方向で進めるように取り組んでまいりたいと思います。

○飯田議長 8番 小沼議員。

○8番 小沼正男議員 ここで國井町長にもちょっとお聞きをしたいんですけども、國井町長もいよいよ本格的な二期目ということで、来年度から始まるわけですけども、今までこの話をしてきたなかで、やはり子どもの数が非常に少ないということは、将来の町がどうなるんだという思いは、町長もそれは十分にわかっているというふうに思うんですけども、國井町長が二期目にあたって今後どのような方向性で考えているのかお聞きしたいと思います。

○飯田議長 國井町長。

○國井町長 小沼議員からは、我が町の持続可能性についての方策についての、すなわち前向きなその展開について、こうせえ、ああせえというような、その素晴らしいご提言をいただきまして本当にありがとうございます。

私も非常に同感でございまして、今おっしゃるように持続可能性を見た時に、例えば毎年50人しか子どもが生まれない。そして全員が100歳まで生きる。結婚するとか出る入がありますけども、そういうことを除いた時に100年後には5,000人に減少してしまうということでもありますので、100倍して50、100掛ける50でいきますと5,000人、そう単純なものではありませんけども、このままいけば非常にじり貧が続く。ただ、その時には、当然にして100年間50人が続くかって、そうではありませんから、30人に減り、20人に減るってということになると、もっともこの減少のスピードが速

まるということになりますので、やっぱり人こそ力、数は力でありますので、正にこの全国的に抱えている課題でありますけども、我が町としては先手を打った展開をしていかなければならないというように思っております。

そして、今、議員からも縷々ご提言がありましたけども、正にこの企業誘致をしていくということとは時宜にかなった話であります。ただ、議員も言われたように、現実的な対応を考えた時に、新たにどこか土地を模索して、そこに大きな工場であれ何であれ誘致するということは、これ我が町の場合には極めて不可能、ハードルが高いところにありますので、そのことについては、なかなか先手を打ってプライオリティ1位として展開するということについては、私は極めてナンセンスな話だと思っておりますので、そうしたところで、それ以外のところで手っ取り早くと言ったらなんですけども、可能性があるとところを模索していくということになると、やはり我が町にある原子力産業、この活用を抜きにして語れないところでもありますから、しっかりこのプライオリティ1位で原子力に関しての関連企業の誘致ということをしつかりと進めていきたいと思っております。

これは小沼議員はじめ議員の皆さんも原子力機構の皆さん方と様々なその協議をするなかで、必ずそのお話をさせていただいております。私どももその話をさせていただいておりますが、なかなかこの本腰を入れた展開に見えない、残念な展開になっておりますので、もうこれは今日のこの議会をもって私はこれ終了いたしましたら、機構のほうへ連絡をさせていただいて、もう例えば日本原子力研究開発機構大洗研究所のなかに、例えば企業誘致プロジェクトチームとかそういうものを立ち上げていただけないかと、もう本格的にそういうこの絵空事ではなくて、また、ただ単に声高らかに旗を掲げるだけではなくて、しっかりこの準備も含めて最終的な着地点、しっかりとした未来予想図を作って、そういう企業誘致に本腰を入れているという、まずその取り組みスタンスを全国に発信していただけないかということを私自身お願いをしてまいりたいと思っております。そのことが、すぐにそういう返答がないならば、また一緒にこの活動をして、私どもでお願いしたことがどうなのかと、これこそ地元に対しての予算措置を伴わない振興措置だというふうに思っておりますので、それで手を携えて、いつでもその企業を受け入れる環境、さらには働く場所の確保につながることになるんだということの共通認識をもって進めるということ、もうそろそろこの実践の場で進めていくべき、我々ももうお願いベース、向こうは聞くだけのベースをもう飛び越えて、しっかりこの次のステップへ行かなければならないというふうに痛切に感じましたので、しっかり進めていきたいと思っております。

最後にもう一つ申し上げたいことがあります、これ働く場所がないからなかなかこの若い方々が張り付かない、これはもう一つの考え方でありまして、正にこれは正しいことだと思っておりますが、ほかにも要因があるように思っております。一つには、この市町村合併前に大洗町、例えば水戸の旧常澄村、そして鉾田市は旭村でありましたけども、大洗町が2万人、常澄村が1万人、旭村が1万人の時代、合計4万人の時代がありましたけども、大洗町が人口減少入ると同時に旧常澄地区でありますけども、旭地区は、みんなそれぞれ人口が増えて、今おそらく1万2、3千人いるんじゃないかと、それぞれの地区どちらも1万人は増えているということで、じゃあ見渡すと、旧旭地区、旧

常澄地区に企業があるかといったら、それほどではないということでありまして、また、城里町の旧常北地区、さらには那珂市の旧那珂町地区、この地域も人口がそれぞれ増えているというそういう時代もございましたので、決してその企業だけで、企業があるなしで人口が増える増えないということにはつながらないということがあります。私はこの理由をいろいろ調べてみますと、一つには、他の地区と比べて、やはり総体的に、これは絶対的な高さではありませんけれども、総体的に見て大洗の土地が高いということ。当時、大洗はバブルが崩壊以降も区画整理地内であれば20万、30万する時代がありました。その時代に同じような条件で土地の購入を求めた時に、旭地区であれば5万円ぐらいで土地が買えるということになると、同じ100坪買ってもそこで差異が出る。水戸まで行く時になると、それほどその時間的な差異はないということになってくると、どうしてもそういうことも選択する際の考慮すべき要因になったのかなと。非常に土地が観光地価格であったということも大きな要因の一つかなというように思っておりますので、今後、前向きな形というか、インセンティブが働かせるということを進めるということは、これ大事なことですけど、そこには行政としておのずと限界がありますので、私どもではなかなか大洗に住んでいただけないということ、何かハードルがあるのかなと、そのハードルを取り除くことをしっかりまずは進めていきたいなということを痛感いたしておりますので、是非小沼議員も一緒にまたいろんな意味でご質問、ご提言をいただければというように思っております。

○飯田議長 8番 小沼議員。

○8番 小沼正男議員 ありがとうございます。今、町長の答弁のなかで、大洗町、土地がないというような話をされましたけれども、今やはり農業のほうもですね非常に高齢化が進んでまして、耕作放棄地というものがかなりあります。将来的にあの地区は、もう農業やる人がいないなという土地がかなり出てくると。やっぱりそういったなかでは、私も今、農業委員会の会長をやらせてもらっておりますけれども、町が開発を進めるという話になればですね、それはそれで土地の問題はクリアできていくのかなというふうに思っておりますので、その点は共にね、やはり一緒になってやっていかないと、非常に将来的な話なんで、私もそこはできるだけ協力はさせていただきますので、ひとつ今後とも宜しくお願ひしたいと思います。

続きましてですね、第一次産業のこれからの状況ということで、まず農林水産課長にお聞きしたいんですが、今までの農業、漁業のタイトルが、儲かる産業ということでやってきたわけなんですけれども、なかなか後継者が育成するまでにはまだ至っていないという状況であります。そういったなかではですね、これは先ほど國井町長からもご協力をいただいて、夏海地区の基盤整備事業は非常に今、話が進んできているということで、非常にこれはいい状況なんですけども、今までね、例えば水産業、随分農水としてもいろんな方策をやっているわけなんですけども、そういったなかで今後の状況として、農水としての見通し、そういったところはどういうふうに見ているのかお聞きしたいと思います。

○飯田議長 中崎農林水産課長。

○中崎農林水産課長 議員のご質問にお答えしたいと思います。

将来的にですね、大洗町の本町の農業、漁業を担う方がですね、どのように育ってもらえるのか、そして、どのようなことに取り組んでいるかということについてご説明したいと思います。

まず初めにですね、農業のほうでございますけども、農業につきましては、認定農業者がですね持続的に農業を経営しまして、後継者に引き継がれるようにするためにはですね、先ほど議員のほうからもお話ありましたとおりですね、総合計画に掲げております儲かる農業の実現を目指しているところでございます。そういったなかで生産基盤の確保や新しい技術、システムの導入の支援に取り組んでいるところでございます。具体的にはですね、国や県と連携を図りまして、生産性を高める農地の基盤整備に取り組みまして、農地の集積を図りながらですね効率的な耕作のできる環境づくりに取り組んでいきたいと思っているところでございます。田んぼ、水田におきましてはですね、現在、向谷原地区を進めております。そういったなかで11月末にはですね、換地計画の原案がまとめることができました。そういったなかで、今後はですね、茨城県と、そして換地工事委員会の役員の皆さんと共にですね、換地の合意の取りまとめを進める段階でございまして、その換地同意が取りまとめ次第ですね、工事に着手したいと考えているところでございます。

次にですね、先ほど議員のほうからもお話のありました畑のほうなんですけれども、夏海地区の畑作の基盤整備に向けてはですね、皆様も御存知のとおりですね、農業委員会会長でもあります小沼議員にご尽力いただきまして、本年1月に推進協議会を設立することができました。そういったなかで9月の議会におきましてですね、調査計画費のですね町負担の補正を承認いただきまして、現在、茨城県と共に調査の計画の事業に着手したところでございます。

今後ですね、農地の基盤整備などを効果的に進めていきまして、効率的な農業経営によりまして農業の収入の安定化、そして向上化を図りながらですね、持続可能な農業経営を支援していきたいと考えているところでございます。

次にですね、漁業のほうになりますけども、同様にですね総合計画ではですね、儲かる水産業の実現を掲げておるところでございます。そういったなかで具体的なことを申し上げますと、シラスの鮮度を維持して出荷できる手法、そして市場に創設した活魚、蓄養施設等を活用しながらですね、今現在ですね、新鮮な活魚を豊洲市場に出荷することを行っているところでございます。加えてですね、都内で店舗を展開する鮮魚等に生シラスを出荷しているところでございます。そういったなかで、加えてですね、活魚や鮮魚につきましては、かあちゃんの店、そして一般向けに販売するとれたて市を定期的に開催いたしまして、漁業者の所得向上に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

加えてですね、今現在、茨城県と連携しまして、鮮度を追求いたしました「常陸乃国しらす」のブランドを立ち上げることができました。そういったなかで首都圏の供給の販売店が求める製品を開発、そしてPRをしながらですね、農業者の収入増の取り組みに支援をしていきたいと考えているところでございます。以上です。

○飯田議長 8番 小沼議員。

○8番 小沼正男議員 ありがとうございます。農水としてもいろんな事業をやっているということ

なんですけれども、ちょっともう一つですねお聞きしたいのが、養魚場ありますよね。これが今、その運営されているのが月に1ぐらいだというような話なんですけれども、これ非常に私はいいいことをやっているなというふうに見てるんですよ。例えば、農協ですと各市町村に直売所というものを持っていて、農業に携わる、年寄りも含めてね、そこに出荷ができると。そしてそれなりの収益を得ているというふうなやり方をやっております。ですから、これは月1とかじゃなくて、これは毎日の話になってくるんで、私はこういうその例えば漁協さんがね、もう少しその養魚場を活用できないのかなと。非常に養魚場で月1やってるのを見てますと、非常にお客さんはほんとに新鮮な魚を欲しくて来てるわけですよ。これが月1でほんとにいいのか。量は天候さえ良ければ毎日、いつでも出られると。せっかく獲ってきた魚をですね、やっぱり自分で販売できるっていうような方策をもう少し、月1が大変であれば最低でも月2ぐらいはやっていただかないと、これなかなか消費者にアピールができないと思うんですよ。その点、課長どのように考えているかちょっとお聞きしたいと思います。

○飯田議長 中崎農林水産課長。

○中崎農林水産課長 再度の質問にお答えしたいと思います。

漁協のほうはですね、今、定例で月1回ということで、とれたて市を開催しております。一方でですね、かあちゃんの店のほうも展開しておりますので、そういったなかで月に1回というペースで取り組んでいただいているところでございます。

そういったなかで、今、小沼議員のほうからお話がありましたとおり、やはり地元で獲れた魚についてはですね、地元で消費できるような、地元で販売できるような、そういった地産地消に向けての取り組みというのは十分重要的なことだと考えておりますので、それについては漁業者の声を聞きながら、一緒に今後どうしていくべきかどうかも含めて検討して前に進んでいきたいと思っています。以上です。

○飯田議長 8番 小沼議員。

○8番 小沼正男議員 ほんとに私は非常にもったいないなというふうに思っておりますので、今後ね、その漁協さんと相談をしながら、もう少し漁協がPRできればね、非常にいいのかなというふうに思っていますので、宜しくお願ひしたいと思います。

それからですね、農業の場合は、ほんとに私は基盤整備が一番重要な話で、これはやはりいかにしてコストをカットしてその収益につなげていけるかというのが、やはり一番重要な問題なんですけれども、そこは先ほども言いましたけども、これほんとに夏海地区の基盤整備、これはもう本当にやらなくてはならないということで、これはほんとに町長にもお世話になって、ほんとに前に進めるような状況になってきたんで非常にこれ有り難いなというふうに思っております。

そういったなかで、本当にね、後継者が育成できるような方向性として、私は農水、非常によくやってると思うんですよ。そういったなかでは、今までもねいろんな養殖事業をやってきたと思うんですけども、やはりこれからの時代は、今日の新聞にも住友商事がノルウェーのサーモンの養殖ですか、これを国内でもやるというような方向性で始まるというような話が新聞に載っておりますし

た。やはり漁業もですね、そういったところでは、やはり天候が悪くても、出漁ができなくても、常に仕事があって、その販売することができるようになったり、事業というのをつくっていかないと、なかなかその後継者育成にはつながっていかないのかなというふうに私としては思っているんですけども、養殖事業への支援というのはどういったものがあるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○飯田議長 中崎農林水産課長。

○中崎農林水産課長 再度の質問にお答えしたいと思います。

まず初めにですね、本町におけるこれまでの養殖の取り組みを説明したいと思います。

養殖に取り組みについてでございますけども、大洗町漁業協同組合の研究課におきまして、アワビとカキの実証実験に取り組んだ経過がございます。そういったなかで、アワビはですね旧活魚場の施設で行いましたが、価格の採算を合うことができませんでした。加えてですね、カキのほうは西防砂堤のところで行いましたが、実証実験後の展開を図るなかで、なかなか大洗、茨城の沿岸ではですね波が少なく、そして広大で平穏な環境がないということも踏まえまして、そういったなかでもですねかあちゃんの店やとれたて市で販売を実施しましたが、なかなか安定した供給は難しいということから断念した経過がございます。

そして、そんななかではですね、一方ではですね、茨城県におきまして那珂湊港におきまして民間会社とですねサバの養殖の実験に取り組んでおるところでございます。そういったなかで本年11月末にはですね、「常陸乃国まさば」として流通の試験を展開をすることになっておるところでございます。

加えて、県におきましてはですね、養殖の事業にチャレンジする、参入希望する水産業者とかですね起業等への補助事業を設けているところでございます。そういったなかで、もし今後ですね、町内でですね養殖業を起こす環境、提案があった場合にはですね、茨城県と連携しまして施設等の助成、そして相談員等の派遣を行うこともできますことから、加えて漁業者のですねノウハウをはじめとした情報の提供などを行いまして、新たなですね養殖ということのスタートをする方がいればですね、町としても支援をしていければと考えているところでございます。以上です。

○飯田議長 8番 小沼議員。

○8番 小沼正男議員 確かにやる人がいないと補助事業も、ほんとについてこないというの現状なんで、ほんとに今後ね、農家は非常に今、外国人の研修制度がありまして、非常に外国人の方の力を借りながら規模拡大という方向でみんなやってきて、それなりの収益を上げてきているというように、やはり後継者育成って非常に難しい話なんですけれども、そこはやはり漁業者も将来、日本の魚が食べられなくなるというような状況になっては困りますので、できればその儲かる漁業というものを再度、農水をはじめ漁協の皆さんで頑張っていただきたいなというふうに思いますので、宜しく願いしたいと思います。

それからですね、三つ目の環境問題に入りたいと思います。

近年ですね、耕作放棄地を活用した太陽光が非常に増加をしております。その耕作放棄地という

のは、何故そうなったかという、これは非常に地盤が悪くてですね、普通長靴を履いて田んぼに入っても足が入っていくというような状況のなかなので、機械が入れない状況のやはりその水田というのは、今、だんだん作る人がいなくなってくるというのが、これが現状なんですね。それをですね、最近非常に企業の皆さんがその耕作放棄地を買って太陽光発電事業をしているというのがだいぶ増えてまいりました。こういったところですね、この非常に地盤の悪いその水田あたりに太陽光を作ってやっていると。これについて私は非常に、例えば災害ですね、台風とかきた時に、じゃあどうするのか、これがもし飛んでいって民家に当たるなんていう話も出てくる話なんですけれども、この耕作放棄地ですからね、非常に周りは民家はないんですけれども、逆に、見えないうちにありますので、最近、3日前ですか、その太陽光設置しました業者の太陽光発電所が銅線を盗まれたというような事例がもう発生している状況なんですけれども、こういった状況を考えてとですね、町としてどのように考えているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○飯田議長 中崎農林水産課長。

○中崎農林水産課長 議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員のほうから説明がありました、まずもってですね農業委員会のほうにいろんな耕作放棄地の農地としての農地転用の申請が上がってきてますので、その内容について改めて説明を皆さんにしたいと思います。

近年ですね、先ほど議員のほうからもありましたとおり、調整区域であります農業振興地域における太陽光発電の転用の申請が多いところでございます。ただしですね、令和元年度から令和5年度まではですね、計6件で6,000平米ということで、年1回のペースでした。しかしですね、今年度に入りまして11月末現在ではですね、10件ほどの申請がありまして、合計で1万2,000平米の転用があり、そういったなかでほんとに急増しているというところが状況でございます。

そしてですね、先ほど説明がありましたとおり、その転用の場所でございますけども、夏海地区の松川地区の耕作放棄地というところの水田というところになっているところでございます。そういったなかで農業委員会の状況なんですけれども、農地はですね農業経営の基盤でありまして、一度ですね農地以外のものに転用すると、元に戻すことができないということでございますことから、農業委員会におきましては農地法、そしていろんな関係法令がありますので、それを踏まえまして土地の合理的な利用を踏まえつつ、農業委員会の会長でございます小沼議員の審議の基にですね適切に審議をしているところでございます。

そういったなかで農業委員会としての許可の手續の説明をちょっと簡単にしていきたいと思います。

大きくですね立地と目的と一般の三つの基準がありまして、太陽光の転用の例を挙げますと、立地の基準はですね、基盤を実施した地区やですね、これから夏海の地区のように基盤整備が見込まれるものにつきましてはですね、第1種農地といたしましては原則転用は不可になっているところでございます。そういったなかで農地法に基づきまして、今後優良な農地、農地を守っていくというところについては、原則太陽光施設を作らないということで考えているところでございます。

そういったなかで比較的にですね小集団の農地につきましては、第1種農地ということになりまして、農地法に基づきましてはですね、市街化の地域での立地が困難な場合については許可ができるという基準になっておりますので、そういったなかで太陽光の施設の許可を今出しているところでございます。そういったなかで農業委員会の事務局といたしましては、周辺の農地の作業に支障がないということをですね農業者と共にですね現場を確認しながら、8名の農業委員さんの合議制の下でですね太陽光の転用の審議をしているところでございます。

ということで、農地部門といたしましては、農地法、そして関連の法令の規則、ガイドライン、条例等に踏まえまして、慎重な手続をしながら転用を図るというか、この取り組みを取り扱っていきたいと考えているところでございます。以上です。

○飯田議長 8番 小沼議員。

○8番 小沼正男議員 それではですね、この太陽光発電を設置する場合の担当部門の受ける現在の対応としてちょっと生活環境課長にお伺いしたいと思います。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員のご質問にお答えいたします。

現在の対応ということでございますが、そもそもですね太陽光発電施設については、施設の設置、運営、そのものに関する法令基準が現在はない状況となっております。そこでですね、茨城県のほうにおいてですね、太陽光発電施設の適正な設置、管理のためのガイドラインというものを策定しております。それに基づきましてですね、私どものほうでもですね書類の提出をしていただいております。内容の確認をして受付をしているというところでございます。

またですね、ガイドラインのなかにはですね、設置するのに適当でないエリアと、先ほど中崎課長のほうからも農地についても、例えば第1種農地なんかは適当でないエリアということになっております。そのほかにもですね、鳥獣関係とか、あと森林法とか、そのほかにもいろいろあるんですけども、そういう適当でないエリアの申請があった場合はですね、そのように指導しております。実際にですね、そのようなケースがありまして指導して、実際にですねその場所を遠慮していただいたというようなケースもございました。そのような対応をしているところでございます。以上です。

○飯田議長 8番 小沼議員。

○8番 小沼正男議員 こういうその質問をするとね、農業委員会が太陽光発電を許可しているというような話が、大体これ、一般の方々はそう思ってくるんですね。これは非常にここでこの話はほんとにやっておかないと、今、生活環境課長が説明したように、農業委員会には報告事項として上がってくるんですね。報告事項ということは、これ、県のほうでも許可が出た。それを今度、町の生活環境課長のほうにもそういった方向性で書類が上がってきて、上位法がありますから、それに照らし合わせて、それで環境課長が許可を出すという流れのなかで農業委員会に上がってくるのは、こういうふうに許可をしましたというその報告だけの話でありまして、我々が非常にその反対するところがないんですね。これは皆さんにはそういったふうになんかご理解をしていただきたい

いというふうに思っております。

私がですね、非常に何故心配しているかという話なんですけども、決して太陽光発電、反対なわけではないんです。ただ、私が非常に懸念しているのは、ここには原子力施設があります。これは国からすると国家機密だ、非常に重要な案件の場所だと。そういったなかで、今その太陽光発電を作るにあたって設置しているそのパネルですね。これが非常に、例えば東電がこれを買入れるという場合は、今8円ぐらいの話で、非常に採算的に合わない。これをいかにしてそのコストを下げかかると、非常に安い太陽光パネルを使用しなくてはならない。そうすると、じゃあこのパネルが安いのかと。やはり国内産を使うと非常に価格も高いということで、ある国のパネルが非常に使われる。これはですね、そのある国のパネルの中にやはりある国のその会社のチップが入ってまして、そのチップをですねある国の会社が管理をしている。これが例えばいざそのテロの話とか、いろんな状況のなかで、サイバー攻撃とかいった時に、日本の電力が止められる話になってくるんですね。これは本来であれば我々レベルで話す話ではないんですけれども、私はここに国の国家機密のその施設があると、そういったなかで、半径1キロ圏内の中にね、こういうものを本当に簡単に許可していいのかと。これはいつも農業委員会のなかでもいろいろと話し合っているところなんですけれども、そういったことでね、そういったそのテロ攻撃が起きた場合には、ある国から止められるというような状況が発生するわけですよ。これを非常に私は心配していると。そしてあと、半径1キロ圏内の中に、ある国の方が古物商の免許を持っている方が土地を買いたいと。これもですね、県のほうから申請が通りましたんで宜しく願いしますというふうに報告事項だけ来ました。これがその夏海地区の夏海郵便局の隣辺りにある土地なんですけど、我々はいろんな観点からね、その古物商の方にも非常に、例えば県西・県南地区にヤードですか、ああいったものを設置されると非常に景観的にも困るというような話をして、その附帯決議を付けて許可は出したことなんですけれども、そういった状況を踏まえてくると、その今設置されている太陽光というものは東電にまだ販売してないものもあるし、現状、販売してるんですけれども、先ほど言ったように3日か4日くらい前にもうその施設が盗難に遭ったというような状況を踏まえてくると、あんまりその周りの住民がですね、やはり心配するんですよ。そういったなかで、これをはたしてほんとに簡単に許可していいのかというような方向性で考えているんですけれども、今、私もそういった観点からいろいろ調べました。そうすると、銚田市さんとか那珂市さんあたりでも、やっぱりその設置条例というものを作ってやっているという状況を聞きましたので、ここは非常にやはり私もそういったものを今後作っていかないと、この狭い大洗のなかでですね、非常に景観も悪くなるような話になってくるんで、その点を非常に心配しているんですけれども、できればそういった状況をやっぱり、これ上位法があるなかでは非常に難しい話なんだからかもしれませんが、設置条例あたりはやっぱり作っていかないと、ほんとに簡単にできてしまうと。そういった状況をやはりこれから考えていかないと、これはしょうがないのかなというふうに思ってるんですけれども、これ、例えばまちづくりとしては、今後のまちづくりの観点からどのように考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 小沼議員のご質問にお答えいたします。

まちづくり推進課ですので、少し広い視点でご答弁させていただければと思います。

まずその公共施設に対して太陽光発電であったりとか、蓄電池を導入したスマート化を図っていくこと、さらにはその蓄電された電力を有事の際にですね生活のライフラインに供給をしながら、地域の防災力を高めていくということを目的に、再生可能エネルギーを導入していくこと、そういった動きは全国的にも幾つか事例があり、しっかりとした計画をもって取り組むということは、やはりその地域の脱炭素化に向けても有益であると考えております。

ただ、その一方でですね、太陽光発電のこの推進を進めていくにあたって、持続可能社会の実現を果たしていくためには、やはりその太陽光がかえってその地域住民の生活に悪影響をもたらしたというようなトラブルが発生している事案も幾つか見受けられておりますので、当然そういった事案につきましては看過できるものではなく、何としても避けなければいけないと、そのように思っております。

国の動きとしては2021年10月に第6次エネルギー基本計画が策定をされまして、太陽光発電につきましては、現状56ギガワットからですね今後10年間で60ギガワット程度の導入を目指すという位置付けて脱炭素化に向けた動きを加速化させる一方で、安全対策といった事業の規律を強化、取り組みとしてございます。こうしたこの国の動き、さらには小沼議員のご提言、それからご懸念などを踏まえまして、まずは大洗町にとって一番相応しい方策が何なのか、現実的な対応を踏まえ、何が必要なのか、制度の構築まで必要なのか、多面的に考えていきたいと思っております。以上です。

○飯田議長 8番 小沼議員。

○8番 小沼正男議員 ありがとうございます。私もほんとにこれは懸念しております。この1年間で13件くらいの申請が上がってきているというような話であります。我々農業委員会の農業委員が現場に立ち会いますと、非常に大洗町は簡単に設置ができるというふうな話を業者がしているというような話も聞いております。そういったなかではですね、やはり将来的にも、あと環境的にも考えていくと、非常にやはり設置条例を作っていないと、これ歯止めがきかないのかなというふうに思っておりますので、その点を是非とも今後考えていきたいなというふうに思っていますが、町長、この辺どう思っているのかちょっとお答え願いたいと思っております。

○飯田議長 國井町長。

○國井町長 私も農業委員を務めていた経験がございますので、いわゆる審査機関ではなく、何か追認機関になっている部分があって、臍を噛んだ思いは、これは小沼議員と同じであります。しっかり私どもも進めてまいりたいと思っております。

今言われますように、適時適切に利用目的に沿って、そしてしっかりと維持管理をしていただければ問題がないわけですが、まして国の流れとして、再生可能エネルギーをしっかりと活用していこう、また、世界的な潮流としてそうした流れがあるわけですから、これは完全否定はできないわけですが、しかし、それによって目的外使用であるとか、例えばこれは憶測の域ですけど

も、FIT価格が下がっているなかで果たしてこの事業採算制に合ってるのかどうか、もしかしたら太陽光を設置して違ったその後の目的があるんじゃないかって、こんなこの懸念を抱くところもございまして、やっぱり近隣の住民の皆さんならずとも不安になっているというような事例も聞いておりますし、また、この15年や20年の契約後のすなわちトラブルということがあるのではなからうかと、いわゆる土地を貸した農家の皆さん方が、その後この果たしてしっかり原状回復して戻してもらえるのかどうかとか、地代の不払いがあるとか、いろんなこの懸念を抱いて、もしくは課題・問題が起きているところということは十分に承知いたしておりますので、結論から申し上げます、私ども、今、議員がご提言がありましたこの条例については、しっかり研究をして、議員提案になるのか、私どもで提案するのか、いろんな方法、施策があると思いますけども、理念的に大洗として抑止力というか、要するに不法利用というか、不正利用というか、この目的外使用につながるような利用をすなわち阻止する意味でも、実効性といえば先ほどの農業委員会と同じようなものになりがちではありますけども、しかしこの抑止力として理念的に大洗ではそうしたことは許さないぞということを含めた意味で、観光地でもありますので、高らかにそうしたことを宣言できるような条例の制定に向けて私どもも調査研究をしていきたいと思っておりますので、その際にはまたいろいろとご指導いただければと思っております。

○飯田議長 8番 小沼議員。

○8番 小沼正男議員 是非そのような方向性でですね、今そのできてる発電所、これはほとんどが転売目的です。ですから、設置はしました。あとはもう販売してしまえば責任はないですよっていうような話、状況なんで、これは是非ともですね、やっていただきたいなというふうに思っております。農業委員会としても、鉾田市さん、那珂市さんに行って、やはり勉強会をやってきたいなというふうに思っておりますので、是非とも宜しく願いしたいと思っております。

以上で終わります。

○飯田議長 ここで暫時休憩をいたします。なお、会議再開は午前10時45分を予定いたします。

(午前10時31分)

○飯田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◇ 菊 地 昇 悦 議 員

○飯田議長 12番 菊地昇悦議員。

〔スクリーンを使用しての質問〕

○12番 菊地昇悦議員 日本共産党の菊地です。今日は二つテーマありますので、まず最初に、東海第二原発による原子力災害に備えた町民の避難計画が策定されました。30キロ圏内の自治体で見

れば8番目の策定だそうですが、計画を作り上げてですね、今どんな思いでおられるのか、重要な任務を終えたということではどんな思いをしているのか伺いたい。また、同時にですね、各自治体への職員の配置というものが求められてくると思うんですね。それが、この策定を終えて、今どういう段階なのか、あるいは決定しているのか、まず伺います。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、東海第二原発におけるですね原子力災害に備えた大洗町広域避難計画について、10月11日に策定ということでやらせていただきました。

終えた感想ということですが、終えたというよりも、まだこれからが始まりだというような思いです。実際ですね、今それで職員配置の件もありましたけども、この広域避難計画を策定しまして、いつ何やるかというのをこれで策定しておりますけども、その計画には載ってない、じゃあ職員がどう動くのか、どう配置するのかというのが、マニュアルというかそういうもので、どの課がどういうことをやるというようなものを作っております、実際にどこに何人必要かというのが本当にわかってくるのは、例えば訓練とかそういうものをやりながら詰めていく必要はあると思っておりますので、計画が策定されたからといって、逆にですね、これからがほんとに始まりだというような思いです。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 計画はですね、避難計画は、東海第二原発が再稼働していない場合、あるいは再稼働している場合、どちらも想定している。それで計画を作れということになっている。これ、せっかく作り上げてですよ、それなのに人員の配置がまだまだ決まらないという、これはどういうふうに受け止めたらいいいんですか。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

そもそもですね、避難計画は策定しましたけども、やはり普通の災害でもそうですけども、どのような状況になるかというのはわかりませんので、まずはですね、どの課がどのような配置、普通の災害でもそうですけども、そこで配置をさせていただいて、今後、実際にですね訓練等を含めましてやっていくなかで詰めていきたいと。再度のお話になりますけども、そういうことでございます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 わかりました。わかったというか、それでいいという意味じゃありませんよ。

そこでですね、9月30日には防災会議が開催されまして、最終審議が行われた。何の意見も出なかったそうではありますが、その会議、そしてそれまでの策定準備段階においてですよ、町民の参加というのはどういう形で進められたのか伺います。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

原子力災害というのはですね、基本的にどこの市町村も同じですが、やることというのは基本的に決まっております。そのなかで策定していったわけですが、あとですね、令和3年にですね住民の方にアンケート等を取ったりしたなかで、内容というかそのようなアンケートを取って状況とか意見等を聞いたところでございます。

またですね、防災会議を開かせていただきまして、その後、策定ということで公開させていただきましたけども、昨日からですね、昨日、今日、あしたと住民説明会のほうやらせていただきまして、昨日なんかも意見等をいただいておりますので、そういう意見を参考にしながら今後ですね、計画のほうに反映させるものについては反映させていくと、そのような考えでございます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 アンケートを取った、これを参考にしながら作った。それはそれでいいと思うんです。大事だと思うんですね。ただ、その策定する段階において、そのほかに町民の参加はなかったというふうに受け止めてよろしいのでしょうか。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

計画策定の段階では、アンケートぐらいでしたということです。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 私もこれまでに、この議会においてですね、避難計画策定にあたっては、何よりも町民の健康、命を守りたい、そういう思いとして何度もそれに関わるような課題をね、提起してきた、そういうつもりでおります。これは、その計画にあたってですよ、反映されたものがあるのかどうか伺います。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、原子力災害のこの計画というのはですね、その事故の進展状況によってやることというのが、これはどこの市町村も基本的に決まっております。ですので、住民の方の意見とか、今まで議員からもいろいろご提言いただいたりとか、普通の災害でもそうですし、やはり例えば避難してからの考えることというのは普通の災害と一緒にございますので、そういうような意見を参考にさせてもらいながら策定したということでございます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 はっきりと、ここで取り上げた問題がね、課題がね、盛り込まれたということではないというふうに受け止めざるを得ないんですね。そういうことで作り上げられたということだと思います。

こからちょっと具体的に伺うんですが、まず避難先の一つとして千葉県東庄町という町があります。最近その町に行かれたそうですが、どのような目的で行かれたのか、また、行った際にで

すね、避難所などの施設は見てこられたのかどうか。そして同時に、避難先の各自治体の施設状況、視察は終えているのかどうか伺います。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

東庄町への訪問ということでございますが、これは11月5日にですね、私どものほうで担当のほうが行ったことを言っているかと思いますが、この時はですね東庄町から議員の勉強会があるということでお話がございました。そのなかでですね、広域避難計画についてですね、東庄町の担当者のほうと打ち合わせをさせていただきまして、大洗町で来て説明して欲しいというような話がございましたので、担当のほうで伺わせていただきまして説明したところでございます。

またですね、実際、千葉の6市町に関しましてはですね、毎年、担当者も替わる場合もございますので、そこはですね私も行ってるんですけども、毎年全ての市町のほうに訪問させていただいております。

施設の確認ということでございますが、その11月5日に行った時には、その勉強会の説明でやっていただけですけども、毎年伺わせていただいている時とか、そのほかにもですね施設のほうは一旦回らせていただいているところでございます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 勉強会をやられたというふうに今説明がありました。東庄町の避難施設は全部で11カ所となっておりますが、大洗町職員は、そのそれぞれの施設に、いろんな施設があると思うんです。大きい施設、小さい施設ありますから、この職員1人でね、1人当たり何名の避難者の対応に当たるのかと。また、女性職員は何名配置するという計画があるのか伺います。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

東庄町の避難施設においてですね、11カ所ということでしたが、何名で避難者を対応するのかということでございますが、こちらについてはですね、実際にですね、もちろん避難した人数によっても違って来るかと思いますが、その時の状況によってもいろいろ変わってきます。御存知のとおりですね、町の職員にも限度というものがございますので、その状況に応じて対応することになるかと思えます。

基本的にはですね、協定のほうを結んでおりますので、まずは受け入れについては東庄町のほうで行っていただくと。ただですね、大洗町の職員が誰もいなくては対応できない部分もございますので、町民が避難する前に大洗町でも職員のほうを派遣するというようなことになるかと思えます。

11カ所とは言いましたが、最初、中継避難所というようなところ1カ所にまず来ていただいて、その人数によって避難所、やはり大きいところから開けていったほうがやっぱり職員対応の数も効率よくできますので、そのような形になってきますので、今現在でここは何名で、女性職員が何名と、そもそもその時の職員が来てる、集まっている状況とかもありますので、そこは臨機応変に対応するということになるかと思えます。

参考までにですね、今回、能登のほうで地震がございましたが、大洗町のほうでもですね、避難所に派遣された職員もいます。そのようななかでですね話を聞いたところですね、その時の状況によってはもちろん違って来るかとは思いますが、その職員が行ったところではですね、50名程度の避難者がいるところで、大体落ち着いてくれば1、2名の職員で対応していたということでございます。初めの段階では、もう少し必要になるかと思いますが、数に限度がございますので、あとは実際に避難した方にもお手伝いいただける方には協力いただいたりとか、国とか県とかに協力いただいたりとか、そのような形で対応していくようになるかと思えます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 50人に1人という話もありますけども、具体的にね、この東庄町というのは桜道の方々が避難する、そういう方ですよ。桜道にはどれぐらいの人数がおられるのかと。これ、この最大限の見積りをもって配置しなきゃいけないと思うんですよ。その時々状況によって違うんだという話ですけども、これ全てきっちりと把握するには、その移動に関する時間差、これも生じてきますよね。どこで判断するのかという、それ、今の話はね、ああそういうこともあり得るなという話だと思うんですよ。そうじゃないんですよ、計画ですからね、しっかりとしたものを打ち立てておかなければ対応できなくなっちゃう。人員のあっちへ配置、こっちへ配置で、ばらばらになっちゃうんじゃないですか。計画性のある避難計画なのかというところが最も重視すべき、そして何よりも命と健康を守るという立場で職員の配置基準というのは決めなければならないんじゃないでしょうか。そして、そういうのを対象となる男の方の避難者は何名、女の避難者は何名、要支援者は、桜道地区には何名いるのか、これについては把握されていますか。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、東庄町へは桜道の住民が避難すると、基本的にはそういうことになっております。桜道地区の住民ということでございますが、直近の数字でですと、男性が732名、女性が656名、合計で1,388名となっております。そのなかでですね、福祉部局のほうでですね把握している部分でございますが、避難行動要支援者ということはですね、現在20名ということで把握しております。

議員おっしゃるとおりですね、避難所のほうにですね誰が行くのかということについては、先ほどもちょっと申し上げましたが、どこの課の職員が避難所担当というのは決まっておりますので、そのなかで状況を見ながらやっていきたいと思っております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 そこでですね、東庄の議会で大洗町の避難を受け入れるということで議会でも質問されたようです。あったそうですね。そういうのを受けて勉強会もあったと思うんですが、この東庄町で大災害を受けた時も、大洗町の町民を受け入れるのかという、こういう質問に対して、そうした場合は受け入れられないこともある、このように答えているんですが、このことは承知しておりますか。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、東庄町においてですね災害が起きて、避難者を、大洗町の受け入れられるのかというような話でございますが、ここは当然ですね、東庄町の住民を受け入れるのが優先ということになってくるかと思えます。計画のほうにもございますが、その場合はですね、計画でいう第2の避難先というところに避難していただくということになります。やはり大規模災害になりますと、どこの町が被害に遭うのかというのは、その時にならないとわからないということでございますので、実際、茨城県のほうでですね千葉県とか埼玉県、近隣の県において、ひも付けされていない市町村のほうにも避難できるというような話がついているということでございまして、市町村間でその第2の避難先の取り合いということになってもそれは困りますので、そこは茨城県が調整するということになっておりますので、茨城県のほうが調整していただいて、そこで大洗町の第2の避難先が決まれば、そちらのほうに避難していただくと、そういうふうな流れとなっております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 ほんとに東庄にね、完全に避難できるかというとても非常にあやしいというか問題があると思うんですよ。完全に対象地域にならない場合があると。例えば、今も説明ありましたから、再度ね説明しますけども、東庄町にも放射性物質が届く恐れがあるという認識あるのかという質問に対して、答弁はですね、答弁は気象条件によって被害が及ぶ危険性は否定できないんだと。その被害の恐れがある場合は、地域防災計画に基づいて対応していくということを答弁されています。この地域防災計画に沿ってですね東庄町では放射線の測定器を持っている、これを保有してるんですね。この町は福島原発事故時にも、わずかではありましたが汚染されたと、町が汚染されたと、そういう報告がなされているわけでありまして。福島原発よりもまだ近い東海村の原発ですから、避難先がね、放射線の被災地になるということになると思うんですね。ですから、そういうことも考えて、これは非常に避難先としてはね、ふさわしいかどうかということが問われていると思うんです。

そこで、第2の避難先、これを県が調整しながら避難するということですが、この第2の避難先というのはどこでしょうか。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

第2の避難先がどこかということでございますが、こちらについては先ほどおっしゃったようにですね、例えば、大洗町についてはですね、千葉県の6市町と協定を結んでおりますが、ほかの茨城県内の避難元市町村が協定を結んでいる市町村がございます。そのほかの部分の、例えば千葉県であれば南部のほうであったり、埼玉県だったら西部のほうであったりとか、栃木、群馬、福島、宮城まで県のほうでは考えているというようなことで聞いております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 要するに定まってないということですよね。今説明されると、この第1の避難先は東庄町、あるいは銚子市、匝瑳市とか、様々具体的な実際にどこそこの地域、磯浜地区の方だったらどこ、大貫はどこ、そういう定めがあってね、定められている。正に計画なんですよ、これがね。そうじゃなくて、第2段階になると全く計画にもないような、そんな状況ですよ。行き当たりばったりというの、こういうのをね。それが本当に実効性があるのかどうかというところを考えたら、とてもとても安心できるような計画ではないと。県も無責任だと。町は一生懸命立ててるんだけど、県がそんなあやふやな考えでね、大洗町民のそういうことを守れるのかという非常に疑問を感じてしまいます。これははっきりと、しっかりと、次はどこなのかという、自治体名までしっかりと把握しないと、大洗町民がどこに連れていかれるのか、その行った先では一体どういう状況が待ち構えているのかということがはっきりわからないし、不安でしょうがない。福島原発の避難の際でも、その避難途中で亡くなるということがありましたよね。そういうことが発生してもらっては困るんですよ。だから避難計画は命が大事だという、こういう観点で私は取り上げてきたつもりでいるんですよ。そこが全く無視されているような、そういう印象を受けざるを得ないんですが、もう一度伺います。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

ちょっとですね、時系列なところも説明させていただきますと、原子力災害というのは、事故の進展というものがございまして、そのなかで警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態、そういうものがございまして、まず例えば東海村において震度6弱以上の地震が発生した場合は、もうその時点で警戒事態ですよと、そういう決まりがございまして。一つの例でございしますが、そういうような警戒になった時点で、そもそも避難先市町村の状況というのは、町のほうで確認いたします。で、そこでその後、事故がもし進展した、万が一した場合ですけれども、その後、施設敷地緊急事態、で、その後、全面緊急事態と。全面緊急事態のなかでも放射性物質が放出されると。放出されたなかで、そこで一定基準以上ですね、例えばどこの市町村も同じですけども、そこで20マイクロシーベルト以上の数値を感知して、また一日後に測ってもその数値を超えている場合は一次移転と、1週間以内に一時移転というような決まりがございまして、その前にですね避難先市町村のほうに被害があるかどうかというのは確認します。で、もしそこで避難先市町村に移転ができないような状況であれば、もうその時点で県のほうにはもちろん連絡は取りまして、そこで第2の避難先を決めると。で、そもそも第2の避難先も今決めたとしても、第2の避難先が被害を受けているかもしれない。そういう事例もある可能性がございまして、そういう事情で第2の避難先は、どこどこの市とか町に逃げるといような計画にはなっていないと、そういうようなことでございまして。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 計画を作らなければいけないんでね、ほんとに苦労して作り上げたと思うんですよ。だけど、今の説明もありましたけども、正に計画という言葉がありますけども、原発事故はそういう時系列的に段階を追ってね発生すると、被害が及ぶということも有り得るんでしょ

うね。そうでない場合もあるんじゃないか。いきなりそれを通り越して非常に危険な状況になるということも、これ当然考えなきゃいけないし、福島原発が正にそうだったと思うんですよ。時間的、1週間の余裕をもってどうすんだ、こうすんだっていう話じゃないんですよ。いきなり避難しなきゃいけないという、そんな状況に追い込まれた。こういう教訓をしっかりと踏まえた、そういう内容に作っていくということが非常に大事な計画だと思うんです。それがちょっと感じられないんですよ。これ、今ここでとんでもない計画だというふうなことを言うんですよ、課長が一生懸命やってるんで、それはそれとして、まず作ることは大事ですよ。実効性のある避難計画、要するに東庄町にどうやって逃げるのか、避難するのかということが、それが実効性ですよ。どうやって逃げきるのかという、こういう計画ですから、それはそれとしてあるのかもしれない。

もう一点は、その行った先で一体どういう避難生活が待ち構えているのかというところが、避難計画にはあまりにも少なすぎる、非常に不安な、不十分な内容、あるいは盛り込まれていない、こういうふうに印象があるんですよ。避難先で十分に町民のそういう安心して避難生活が送れるのかと。先ほど千数百名の桜道の方々が避難するんですが、これ問題、大丈夫ですか。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員のご質問にお答えいたします。

避難してからの内容のほうが気になるということでございますが、まずですね、ちょっと再度の話になるかもしれませんが、本当にですね万が一避難するということになった場合は、町が指定した避難先にですね、基本的には車で移動する。で、車で移動できない方は、大洗町のある場所に集まっていただいて、そこから用意したバスで移動していただくということになります。で、そこで東庄町の中継避難所というところに行っていただきまして、そこから避難所に振り分けということになっております。避難所の開設等につきましては、先ほど説明させていただきましたので省かせていただきますが、あと、避難物資等につきましても、備蓄している物資を持って行って活用するとか、あとは避難先で応援いただいたり、あとはここはやはり国・県にも応援いただいたりということになるかと思います。

実際ですね、避難してからの内容というのは一般災害と一緒にございますので、そのような形で考えていきたいと思います。

またですね、あくまでも避難所等にはですね、長期間いる場所では、できるだけ早期に解消しなくてはいけないというところで考えておりますので、そこはですね、やはりいろんなところと連携しながら、ホテルだったりとか、仮設住宅とか、公営の住宅を借りるとか、そのようなことをして避難所の早期解消に努めていきたいというようなことで考えております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 今、物資の話が出ました。避難先のね。東庄町では、この避難受け入れに必要な物資は準備できているのかという議会での質問に対して、そんなものは準備しないんだと。大洗町と茨城県が確保することになっていると、計画ではね、そういうふうに答えています。ただ、どうしても不足する分があれば、備蓄しているもの、これを貸与したり、あるいは提供したりする

ことはあると、こういうふうに答弁されています。

そこで、その大洗町は、東庄町に避難した桜道の地区の住民に必要な物資は確保されているのか、どのぐらいのものが必要なのか、どんな種類のものがあるのか、これ計画のなかに、細部にわたって内容ですけども、計画書のなかにそれが盛り込まれて書き込むことはできないかもしれないけども、書き込んでるようなそういう計画案、計画書、これあるのか伺います。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

物資についてどの程度確保しているのかということですが、大洗町におきましては、議会でもいろいろとですね備蓄品どのくらいあるのかということですが、これについては実際は東日本大震災の最大の避難者数である大体3,400名ですね、それを基に2日間ですね、の水と食料などを備蓄しているというのが現状でございます。ですので、本当に全員避難した場合、これで本当に足りるのかといえ、現実問題、足りなくなる場合もあるかと思えます。そこはやはり早めに動いて関係機関と協力し合いながら、これは大洗町ばかりの話じゃないと思いますので、協力し合いながらやっていくということになるかと思えます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 そういうことになるでしょうね、計画書ではね。でも実際には、そんなことはできるのかという、時間をかければできると思うんですけども、能登半島のあの被災の、地震の際でもね、水が届くのも大変だったんですよ。食べ物もそうだった。ですから、一旦大災害が起きますと、とんでもない被害が発生して、住民の命と健康に関わるようなそんな状況に陥ってしまうという、これが原子力災害の大きな特徴だと思うんです。

いろいろと伺いたいことがあるんですが、次の質問もありますので、計画のね、内容についての質問は、今度文書でやりたいと思いますので、その点は了解していただきたいんですが、どうでしょうか。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

文書での質問ということですが、昨日もですね、先ほど言いましたが、住民説明会のほうでもですね質問がある場合はいつでも言ってくださいということですが、そちらはですね、いつでも言っていただければ対応していきたいと思えます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 そこでですね、町の職員の方々のこの役割というのは非常に重要だと思うんですけど、避難計画においては。先ほどもちょっとふれました。ふれていただきました。ということは、計画を作った責任、それを職員に求める、要求する、そういうことも発生しますよね。日々、職員に対してどんな思いでこの計画を受け止めて欲しいというふうに考えているのか伺います。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

職員の役割は議員おっしゃっていただいたとおりですね、重要でございますので、今後ですね、少しでも実効性を高められるように、私どものほうでも職員に対しての教育といいますか、勉強していただいて、この計画の内容について理解していただくというような流れになっていくかと思います。そのなかでですね、やはり役所の職員は、普通の災害対応もそうですけども、このようなことは有り得るというような形でやって欲しいというようなふうに担当としては思っておりますので、ただ、職員間の協力関係うまくいかないといけませんので、そこは横の連絡をですね密にしながらやっていきたいと思っております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 そういうふうに思うんだと思うんですね、職員に対しては。しかもその職員の方も、この避難計画を読んで、役割分担を、配置分担を示されて、思うのは、こういう場合は私はどうすればいいんだと、どこへ行けばいいんだというようなことは理解はできると思うんですよね。ただ実際には、この役場の職場と家庭の行き来だけで私たち日々生活しているわけではないですね、職員の方も。こういうなかで事故が発生するということ、夜中になるかもしれない、あるいは休日になるかもしれない、職員の方もお酒が好きで毎日晚酌やっている方もいるかもしれませんよね。あるいは旅行に行っている方もある。病気の人、体調の悪い人、それぞれ日々の生活のなかでみんな違うんですよね。そういうなかで重大な任務を求められるというのは、これ大変な重荷になる。計画を作ったことによって職員に重大な責務を負わせるということにもなってくると思うんです。極端な話、課長、今日の夜からもう酒なんか飲んでいられる場合じゃないよという、こういうことも求められることにもなるんじゃないかと思うぐらいですよ。飲んじゃいけないって言うてるわけじゃないですけども、そんなことですよ、避難計画というのは。責任が発生するということです。ですから、例えばお酒を飲んだ方に避難所に職員としてはいち早く行かなきゃいけないと。先ほど答弁されましたけどね。飲んだ方に運転を求めるんですか、その辺はどうふうに考えているのか。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

今おっしゃったお酒飲んだらば、もちろん車は乗れないですし、今は自転車も乗れないのは当然で、それは皆さん御存知かと思いますが、もうやっぱり役場職員である以上ですね、そのような重大な任務というのはあっても当然だと私は思っております。やはり防災の担当職員も、私も含めて、防災用の電話も24時間持って、24時間いつでもあっても連絡は取れると。確かにどこかに行ってる場合もあるので、すぐ対応できないかもしれませんが、そういう時は違う担当のほうに言って、もう常に横の連絡は取れる体制をとっておりますので、例えば私もお酒は飲みますので、ついこの間も実際飲んで呼ばれた時もありましたけども、その時はちょっと走ったりとか歩きで、近くなんで、役場に行ったりとか、とにかくできる範囲の対応をですねしっかりやるというようなことしか、その辺は言えないかと思いますが、そのようなつもりでおります。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 じゃあ最後に町長に伺います。町長は、この策定計画が発表されて、報道陣に対して実効性のある計画を作ることができた。最大限の対応策を盛り込むことができた、こういうふうに説明したというふうに新聞に載ってますよね。言ってませんか。言ってますよね。新聞記事にはそう書いてある。実効性がある計画ができた、これは私先ほど言いましたけども、避難するという、避難に限った実効性、いろいろ遅くなる場合もあるし、どうにかこうにか千葉県に避難するということができるという実効性だと思うんですよね。不十分、いろいろな問題抱えてますよ。けども、そういうことだと思うんですよ。それ以上のことではないと思うんです。

ただ、避難計画の実効性があれば原発再稼働が、これ許されるというような思いにつながってもらっては困ると思うんですよね。そういうものじゃないと思うんです。あくまでも避難計画は住民が避難するためのもの、こういうふうにしっかりと区別しないとね、ごちゃごちゃになっちゃってさ、それを作ったことを、それを利用してね、どこも安全に逃げられるから再稼働してもいいんだというような考えには、町長は立たないと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○飯田議長 國井町長。

○國井町長 結論から申し上げますと、私、菊地議員と同じ思いであります。今いろいろ伺っていて、やっぱりこれからしっかりさらなる実効性の検証、そして何か課題や問題があるならば、それを乗り越えて一つ一つ実効性100%を目指していくということについては、これはもう我が行政職員一同同じ思いでしっかりこれに向き合っていきたいというふうに思っております。

ただこれ、決してこういう物言いが適当かどうかわかりませんが、よくあるように、重箱の隅をつつくとは言いませんけども、どうでしょうか、少し無責任に聞こえるかも知れませんが、現実的に、これ例えば東庄町が駄目になり、仮に銚子が駄目になり、被災し、水戸も被災し、いろんなところが大きく大規模に被災した、そんなパターンがあったり、例えば道路が寸断される、家が全部いわゆる倒壊して屋内退避もままならない。こういうこといろいろ突き詰めていきますと、今の話伺った菊地議員と職員とのやり取り聞いて、次から次へといくと、これ何億通り、何兆通り、いろんなパターンが出てきますので、そのパターン全部に対して答えを用意しろと言われた時に、これ絶対に私はできっこないというふうに思ってますから、これ実効性を100%担保できないとは言いませんけども、これを今言われたことを全部できるなんてのは、これはもう神様であってもできない話でありますので、私はそこでひとつ改めて再認識と申しますか、昨日も住民説明会をやらせていただいて、多くの住民の皆さんにお越しいただいて、非常に有意義な意見交換をすることができました。私どもも非常に気づきの多い展開となりましたので、それに併せてこの計画の見直しとまではいきませんが、いろんなところを手すみを入れて、しっかり実効性の担保へ向けて努力をしていきたいと思っておりますけども、まずは事業者に対して広域避難するような事象を起こさないでくれと、これ起きていろんなこと想定してたら、とてもとてもやりきれないよということ、要するに広域避難する前の、すなわち屋内退避でとどめて、もしその広域避難するようなことがあるならば、それは私どもとしては当然にしてこの計画云々の以前の問題として、私はそういう権限はありませんけども、再稼働は許可することと申しますか再稼働は容認することはできないと言い続

けざるを得ないような私は広域避難計画説明会であったのかなと、また、今日のこの菊地さんとのやり取りなのかなというような、こういう感触を持ちましたので、私自身としては、まず原子力施設、事業者のほうでしっかり自分らでこの危機管理、最終的に自己完結するようなもし事故が何らかの形で起きた時でもやれるようなことをしっかりと我々に示していただきたいと。今、こう話しているなかでも、いつ何とはなく、この稼働、非稼働に関わらず事故が起きる可能性があって、また、被害を受ける可能性もあるわけですから、しっかりそういう危機管理体制の構築ということを私どもでも注視をし、またしっかり要請、お願いをしていきたいというふうに思っております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 私の結論からすればですよ、今、町長も言われたように、そんな危険な状況に、そういう事象を起こさないでくれというね。そのためには何が一番かということ、やっぱり動かさないことですよね、これが一番です。それで、避難計画作って、職員の日々の生活を束縛する。そして町民も不安を持ちながら生活しなきゃいけないと。これを解消するには、やはり何よりも再稼働はしないということが一番だと私は思っております。

次の質問に移りますが、大洗の鹿島線の魅力づくりということで通告をしております。

大洗町は沿線自治体で作る育てる会の事務局をやっていますが、現在、経営状況を含めて、どのような課題をこの育てる会で協議しているのか、まず伺います。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 菊地議員のご質問にお答えをしたいと思います。

沿線市町村会議でどのような課題に向けて取り組んでいるのかというところでございますけれども、市町会ではですね、主にソフト事業の支援を行っております。近年ですと、サイクルツーリズムの推進ということで取り組んでいたりと、さらには中学生を対象に大洗鹿島線の利用促進事業を展開する、乗ってもらう機会を創設するといったような取り組みを進めているところでございます。そういった取り組みをすることと併せて鹿島臨海鉄道自身が様々な取り組みを重ねることによって、沿線での鉄道の維持に取り組んでいるところでございます。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 様々なことを取り組んでいるようですけども、これでこの経営がね、赤字が続いているということを伺ってるんですが、これが非常に改善するというような見通しを、このなかで得られているんですか、どうですか。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 必ずしも沿線市町会議の取り組みが、赤字のその改善につながっているかというところでは、全体的に支援できているかという点では、なかなか難しいところありますけれども、実際に鹿島臨海鉄道の決算書などホームページを見ると、ここ3カ年では、赤字決算でありますけれども少しずつ回復傾向にある状態でございます。ただ、全国的見て、この第三セクターの鉄道、これ第三セクター鉄道協議会という団体ございますが、令和4年度の決算で申し上げますと、

40社このなかで加盟をしていて、そのうちの38社が赤字ということでありますので、これは鹿島線に限らず全体にやはりそのローカル鉄道というのは経営が厳しい状況にあると言えると思います。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 そこです、この全国の赤字ローカル線に関わって、これについてもやはりそのままでいいということではなくて、国のほうでも再構築の協議会制度、これが昨年度から施行されていると、そうなってますが、その育てる会、協議会ではどういうふうに見ているのか伺います。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 協議会でどう見ているのかという質問でございますけども、あくまでもその協議会としては、鹿島線がですね、地域の足として、また、観光の足として、その利便性と持続性の高い輸送サービスとして本来期待されている役割を発揮するためにですね、連携・協働し、それぞれの役割を分担しながらその活性化を図っていきたいと思っております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 この制度はですね、地域の暮らしに組み込まれた持続可能な鉄道の存在、この方向に鉄道事業者が進んでいく、このことが必要であるとして、鉄道が観光という面を切り口にして、そして観光振興の役割を果たしていく、これが有効であるというふうな、そういうことを示しているわけですね。そこで、商工観光課長に伺いたいんですが、この地域鉄道のローカル線の誘客促進、あるいは経営改善に関する事例で進んでいるような事例がありましたら紹介をしていただきたいと思うんですが。

○飯田議長 長谷川商工観光課長。

○長谷川商工観光課長 それでは、菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

地方のですね鉄道などで、観光振興を目的に事業展開しているものがどのようなものがあるかということでございますけれども、全国各地ではですね、移動するための手段として鉄道するためではなく、鉄道に乗ること自体が旅行の目的となる、いわゆる観光列車として運行して経営改善に取り組んでいるところがございます。その内容はですね、例えばSL、蒸気機関車の活用ですとか、あるいは魅力的な外観や内装を持つ列車の運行、または風光明媚な車窓の風景を眺めながら、そのなかで食事を楽しむ、また、特定のテーマですね、例えば福井県の恐竜列車などがそうかと思えますけれども、そういったものをもってその世界観を表現した列車など、それぞれ特色を生かした運行をしているところがございます。

例えばですけれども、青森駅から秋田駅間で運行するリゾートしらかみというものがございまして、こちらは日本海の素晴らしい景色が大変人気ということになっております。また、グルメを楽しめる列車というのも観光列車には大変多くですね、東北地方や、あるいは九州・四国などでも多数の事例があるようでございます。また、そういった事業の主体につきましては、鉄道事業者がですね、自らの収益改善の取り組みとして行っているものとなっております。そういった事例

がございます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 一応私がこの大洗鹿島線のことを質問するきっかけというのがあるんですよ。この夏、この鉄道を使って鹿島神宮駅まで行きました。そこで驚いて、あるいは感動したのは、列車の両側、乗った方はよくわかると思うんですが、両側に雑木林の木々が迫っていると。ところによっては列車の上まで緑の木の枝が覆いかぶさって、まるで緑のトンネルを走り抜けていると、そういう実感を持ったんですよね。全国を見て、こんな路線があるんだろうかというふうに、本当に感動しました。これ自体がね、正に観光資源ではないかと。ここに、もっと何で注目するようなPRをしないんだろうかというふうにまで思ってしまったんですよね。そして、この緑のトンネルを抜けるとですね、所々野山が見える。畑、田んぼが見えてくるんですよね。そんな風景を見ていて、ふと思い浮かんだのが、この野原に恐竜がいたら面白いんじゃないかと。子どもたちが、これ喜ぶんじゃないかというふうに想像してしまいましたよ。正に直感でそう思ったんですけども。大洗鹿島線のジュラシックパーク風のようなものですよ、こんなことであります。

今、観光列車のお話が説明がありました。様々なテーマを持ってこの観光を切り口に経営改善につながっているというふうに今説明を受けました。そこでこの観光列車の一つの在り様としてですよ、在り様として、そのような仕組み、これを作ったらいいんじゃないかということで提案できないものかというふうに思って、これを育てる会、協議会事務局ですから、こういうことも沿線自治体と協議したらどうか、しかも今、石破首相は地方創生、これまでの2倍のお金を出すと言ってるんですよ。正に地方創生の対象としてはぴったしじゃないかというふうに思うわけであります。しかも、この地域交通法では、鉄道を存続する方針を作って実現に必要な費用の半分を国が補助するというようなことも盛り込まれているそうなんです、非常に重要な取り組みだと思っております。こういう状況ですので、どうでしょうか、はい、わかりましたというふうにはできないかもしれませんが、こんなことがあったと、議会でこんな提案があったと、あるいはこれにこだわるものじゃないんですよ、恐竜にこだわるものじゃないんですけども、ここひとつ、みんな気付かないんですけども、乗ってて気付かない部分が非常に多いと思うんですけども、非常に観光として磨けば非常に光るものがあるというふうに私は思っています。鹿鉄応援団の方が言っていました。あの涸沼湖畔って素晴らしいんだと。何気なく見て過ごしてしまうんでしょうけども、あそこってというのはなかなかのもんだよという話でしたよ。そういうこともありますので、どうでしょうか。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 菊地議員の再度のご質問と申しますか、ご提案につきまして、ご回答したいと思います。

まず、先ほど臨鉄応援団のお話がありましたけれども、やはり町としましても、この有志でボランティア活動をしていただいている、本当に地域の大きな支えとなっている点につきましては、改めてこの場をお借りして感謝申し上げたいと思います。

それから、一つの提案として出てきた観光列車というところでございますけれども、一般的にそ

のイベントの列車の運行に関して申し上げますと、いわゆる鉄道のファンであったりとか、先ほど申された趣味、恐竜のファンであったりとか、観光客、そういった特定の層に対して一時的に強いこの集客力があると思っております。また、その取り組みについてSNS、それからメディアなどで話題になれば、一時的には注目が集められる効果もあると思います。ただその一方で、やはり持続可能性という点をしっかりとここは考えていかなければならないと思います。やはり一度乗って満足して次乗ってもらうためには、更に大きな仕掛けづくりも当然必要でございますので、その一過性にならないように長期的にどう利用者を増加していくのかという点では、引き続きその沿線市町会議のほうでですね議論していきたいなというふうに思っております。せっかくのご提案ですので、沿線市長会議でできる部分と、それから当然ながら鹿島臨海鉄道、自らがですね、その地域の観光事業者さんと連携をしながら取り組みを進めていくことが重要でありますので、この沿線市町会議と鹿島臨海鉄道さんとの両輪のなかで、しっかりとその地域の魅力向上につながるような取り組みについて、これからも考えてまいりたいと思います。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 鉄道事業者の利用客増進、同時に、やはり沿線ですから、自治体ですから、その地域に合った経済への振興に、これもやはり活発化させるような、そういうことも含めてやるのが大事だと。それでこそ沿線市町の自治体の役割も発揮できると思います。

このまま何もしないで進んでいくとね、必ず、間違いなく利用客は減りますよね。若い人が減っていった状況ですから。そうした時に、やはりこれは無くさないで欲しいという住民の声があれば、市町村がお金を出し合っちゃうんですよね。毎年1,000万、2,000万のお金を出し合ってそれを支えるということになっちゃうと。ですから、そういうことを考えるんだったらば、もう事前にもっとそういう観光面で、もっと力を入れてね、そうならないように進めていくということが大事じゃないかと思いますが、町長、時間ありません。お願いします。

○飯田議長 國井町長。

○國井町長 ありがとうございます。菊地議員からは、非常にユーモラスなご提案をいただきまして、私自身もそれは面白い展開だと思っておりますので。ただ、私どもが主になって何か進める話ではありませんし、沿線が協力していろんな展開をするという前提となることは、やはりこの事業者の意欲ということがまず大事でありますから、本来、議員がご提案いただいたようなお話というのは、事業者の皆さん方が、私や隣の岸田市長や鹿島の田口市長のどこへ押しかけて、そういうようなことを熱心に説いていただければ、我々としてもしっかりと努めていきたいなという、まして私らそこは、今、議員が言われるように、将来的にいろいろなところを見ると、例えばこれまで廃線になったところなどは、その至る過程としては、もうじり貧になっちゃって市町村がお金を出し合って、それもままならなくなって最後廃線という一途をたどっておりますので、そうならないまでにその手当をするというのは、正におっしゃるとおりでありますので、私どももどうことができるのか、そして、何を今我々としてしていかなければならないのか、明確にそれを見極めて、また、役割分担の下に進めるべきことはしっかりと進めていって、この沿線を盛り上げることによって更に地

域の活性化、そして住民の利便性向上、そして我が大洗町は観光地でありますので、いろんなこの渋滞対策の問題とかいろんなこと考えていくと、また、観光負荷のかからないそういうこの観光地の推進を図るべく考えた時には、当然にしてその鉄道利用というのは促進してしかるべきでありますので、いろいろ総合的に勘案して、様々な方途を考えていきたいと思いますので、またいろいろ面白いこの恐竜なんてほんと出てきたら非常に楽しいなっていう思いにかられましたので、是非いろいろなご提言をいただいて、今日、議員からいただいたお話については、鉄道事業者に対してしっかりお伝えをして、我々もしっかり協議をして前へ進めてまいりたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 町長、常々、議員の頃から、漫画チックなことが重要なんだというふうに語られていましたんでね、今回ちょっと漫画チックな話になりましたけども、是非考えて進めてもらいたいと思います。以上で終わります。

○飯田議長 ここで暫時休憩をいたします。なお、会議再開は午前11時55分を予定いたします。

(午前11時44分)

○飯田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時55分)

◇ 櫻井重明議員

○飯田議長 5番 櫻井重明議員。

[スクリーンを使用しての質問]

○5番 櫻井重明議員 3問用意してありますので、早速やらせていただきます。また今回も3月議会に引き続き、コップに水を入れたのをペットボトルで飲んだという、また余計なことをやってしまいました。

まず1問目、マイナ保険証の紐づけに関する不安ということで、今、テレビ、ニュース、新聞等でもさんざん報道されております。そういったものがどのように変わっていくのかといったところで、まず制度的なもの、マイナ保険証の紐づけで何が変わるのかといったところに住民課長にまずはお尋ねをしたいと思います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 櫻井議員のご質問にお答えいたします。

マイナ保険証とはですね、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録をし、医療機関や薬局でカードリーダーにカードをかざしまして暗証番号の入力や顔認証により利用することができるものでございます。

メリットといたしましては、医療機関を受診した際に薬の情報や検診結果の提供に同意すると、医師等からご自身のですね情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができるものでございます。

またですね、高額な医療費が発生する場合でも、役場に来て限度額適用認定証の交付申請の手続をしなくても、限度額を超える支払いがなくなります。

また、就職や転職、引越しの後にも新しい保険証の発行を待たずにですね利用できるというところがメリットでございます。

このマイナ保険証の利用に伴いまして、12月2日、おとといですかね、従来の保険証の新規発行のほうが廃止されます。現在ですねお持ちの保険証は、有効期限までは利用できます。有効期限が切れた後は、マイナンバーカードを取得していない方、保険証として利用していない方などには、資格確認書が発行されまして、その資格確認書によりこれまでどおりの医療を受けることができます。以上でございます。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 ありがとうございます。そこで、マイナ保険証のその紐づけといったところで、今朝、私、自分の紐づけを取りあえずやってから臨もうというふうに思って、マイナポータルでいったんですね。そしたら、もう既に紐づけができていたと。それで、医療保険の資格情報というものの、こちらをダウンロードして今印刷して持ってきたんですけど、これの必要な人の要件というのが、いわゆる保険証が切れた後に資格確認書というものが今度は交付されると。そういった方は資格確認書だけで済むんですが、マイナカードと保険証を紐づけた方は、そこが何らかの不具合で読み取りができなかった時には、こういった紙が必要になってくるといった、なんかね、余計こう紐づけちゃった人のほうが面倒だなというふうになんかすごく感じるころだなというのがちょっと現時点の感想では思ったところです。

そこで次の質問なんですけども、今、大洗町、役場でこの紐づけを解消したいとか、この紐づけに関する何か悩み、相談、そういったものがあれば教えていただければと思います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 再度のご質問にお答えいたします。

報道等によりますと、紛失を恐れて持ち歩きたくないとか、暗証番号を忘れてしまいそうになるなどのですね不安があって解除をする方や、あとですね、老人ホームのほうに入所している方などで施設のほうから個人情報の管理が難しいから、できるならマイナンバーカードより保険証の代わりになる資格確認書のほうが良いと言われて解除するというケースもあるようでございます。

本町におきましても、11月に入りまして4件の解除申請がございました。その理由といたしましては、既存の保険証であると月1回提示すればいいところをですね、マイナ保険証ですと毎回提示しなくちゃならないという必要がありまして、面倒だからやめたいという方とかですね、あと、本人がカードではなく紙で管理したいということもありました。そして、入所している施設のほうから資格確認書を求められて解除申請をしている方が2件ございました。以上でございます。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 あれですね、その介護施設で預けっぱなしになるっていうケースが一番問題なってくるんですかね。あと、ネットの情報なんかとかでは、窓口でやはり混乱もしていたと、患者さんが並んじやってと、そういった情報も見ました。

まあでも始まってしまったなかで、今後おそらく役場に来られる方、何か相談をされる方もいらっしゃると思います。そういった方に向けて、何か不安解消に向けた一言がございましたら、そちらを言葉をいただければと思います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 ご質問にお答えいたします。

今年のですね11月中旬頃から、やはりですね12月2日以降は保険証が使えなくなってしまうんじゃないかという、そういう思い込みでですねお問い合わせが多かったりですね、あとは駆け込みでマイナンバーカードの申請というのが増えておるところでございます。しかしですね、今、カードを申請しても発行されるまでは1カ月弱かかってしまうというのがありまして、そこで皆さんびつくりするんですけど、マイナンバーカードがなくてもお持ちの保険証は有効期限まで使えますとか、期限が切れても、やはり保険証の代わりになる資格確認書が発行されて今までどおり医療機関を利用できるということを伝えますとですね、みな安心されて帰っていくような状況でございます。

今後もですね、マイナンバーカードが安心してですね利用できるようにですね、広報紙等でPRしていきたいと思います。以上でございます。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 では引き続き町民の方へのそういった説明をお願いできればなと思います。で、次の質問に移らせていただきます。

国保税のこれからと103万円の壁についてといったことなんですが、ちょっとテーマが違ってくるので、まずは国保税について質問のほうをさせていただきたいと思います。

この議会の始まる前に全員協議会のなかで説明がございました。来年度、国保の収支がだいぶ悪化する。そういったことで財源が不足するんだといった話がございました。そこで、その不足する金額というのが県への国保事業納付金というもの、これについてまずは住民課長に引き続き説明をいただければと思います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 櫻井議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険特別会計のですね収入の主なものは、保険税、それから県からの支出金、町の基金、それから繰越金、そして一般会計からの繰入金となっております。しかしですね、現在、町の基金のほうや繰越金は、ないという状況になっております。それで、支出のほうはですね、保険給付費、それから県への国保事業費納付金が主なものとなっております、来年度もですね、この国保事業費納付金をですね、今年度と同額程度の5億6,000万と予測しますと、収入面のほうで1億2,000万円が不足すると想定しております。以上でございます。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 わかりました。1億2,000万円の国保事業納付金が不足していくといったところで、何らかの対策が必要であるという話を全員協議会でも伺ったところでございます。

そこで、今は納付金が足りていないということなんですが、今度は納付者側、納税者側ですかね、国保税なんで、納税者側の支払いされる方の仕組みについてちょっと少し見ていきたいところがあるんですけども、今こちらスライドで映っているとおり、国保税というのは医療支援、介護、そこに所得割、均等割といったものが入ってきて計算をされているといったところでした。なかに7割・5割・2割の軽減世帯というものがございます。その定義についてお伝えいただければと思います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 再度のご質問にお答えいたします。

7割・5割・2割軽減世帯の定義でございますが、前年度の所得が一定以下の世帯は、均等割額が軽減される制度でございます。軽減の基準所得としては、7割軽減の場合は世帯の所得が43万円以下で、5割軽減の場合は43万に国保加入者1人につき29万5,000円を加算した額以下、2割軽減の場合は、43万円に国保加入者1人につき54万5,000円を加算した額以下の世帯が該当します。

令和5年度の7割軽減の世帯は32.4%、5割軽減世帯は13.2%、2割軽減世帯は10.1%で、全世帯の55.7%となっており、半数以上の世帯が軽減世帯となっておるところでございます。以上でございます。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 ありがとうございます。今、課長に説明をいただいた金額というか、パーセンテージ、割合ですかね、ていうものを一応今ちょっと置いときまして、今あえてこのスライドのほうを見ていただきたいのが、年金受給者の国保税の計算方法というものを出示してもらいました。

年金受給者の基本的なモデルというものである程度の金額が載っているんですけども、まず先に年金の収入額から雑所得を引くんですね。大体330万円ぐらいまでの方は110万円を引くことができる。それで、それを引いた後に43万を引いての計算になってきて、結局、140、50万円ぐらいの方というのは一番最低ラインの金額を納めるような形になっているんですよ。何故私が今、今回この年金だけで所得がある、年金の所得だけの方たちを出したのかというと、今からこの後、住民課長に質問があるんですけども、そこに関連する話なんですけども、結果、現役世代が納める国保税の額というものが、やはり全体をほぼ支えているといったなかで、おそらく今後、人口が減っていくそういったなかで、75から後期高齢者になって、減ってはくるんですけども、ただ、支える側も減ってくるということで、今後、国保税というものは、益々負担が大きくなり、現役世代がどうやってもやっていけないんじゃないか、そして、現役世代という方たちというのは、この国保の加入の要件というのが健康保険に入らなくて、生活保護受けてなくて、後期高齢者じゃない方というものの、自営業者の事業所得であったりフリーランスの方が当てはまる。あとは年金の受給者、74歳までの。となった時に、やはりこの現役世代、特に子育てなんかをしている人たちが、ここに重いものがのしかかった時に本当に大変なんだろうなと思っております。ただ、ここで町が決める話じゃないので、

でも、あくまでもその後、3年後に国保税の改正があるというお話を伺っております。そういったなかで向こう3年間で現在の72歳から74歳までの方の見込み人数、新たに国保加入する方を見込み人数、どのぐらいの乖離があるのか、そこについて質問をしたいと思います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 再度のご質問にお答えいたします。

現在ですね、国保加入者のうちですね、74歳の方が223名、73歳の方が211名、72歳の方が192名で、今後ですね、毎年約200名の方が後期高齢者医療保険のほうに移行されていきます。令和5年度の加入者でみますと、転入が536名、社会保険から国保への加入が457名、出生が11名など、合計で1,063名が加入されております。転出のほうがですね457名、国保から社会保険への加入が412名、死亡が37名、後期高齢の加入が244名などで、合計1,210名が脱退しております。差し引きですね、147名の減少となっております。

このようにですね、近年の加入者数を見ましても、年平均で約200名程度減少しているところがございます。このようななかですね、保険給付費につきましては、医療の高度化による増加、それから高齢化による医療費単価の上昇等の増加要因や加入者数の減少の影響もありまして、なかなか将来的な見通しを立てることが難しい状況となっております。以上でございます。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 ありがとうございます。大変厳しい状況で、おそらく社会保険、健康保険等も含めたそういった改革がいずれ必要になってくるのかなと。3号の被保険者もなくなるんじゃないかといった話があったり、また、この国保税の限度額が確か3万円上がることが決まったんですよね、来年。といったところで、大変厳しい財政状況なのでしょうけど——大変なんですね。一旦ここは次の103万円の壁といったところについての質問に移らせていただきたいと思います。

今、こちらもほんとにホットな話題で、どこに壁を設定するのかといったところで、いろんな議論がなされていると思います。まず、住民課長にこちら質問になるんですけども、大洗町の住民税の壁、大洗に影響してくるのは、当然住民税と、町民税といったところになると思うので、まずその壁についてを教えてください。——あ、ごめんなさい、税務課長。

○飯田議長 高柳税務課長。

○高柳税務課長 櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

所得税の100万円の壁に対しまして、住民税の壁につきましては、住民税所得割の非課税基準のほうでお答えさせていただきますと、所得金額が45万円以下の場合に関しましては非課税となります。年収は100万円以下で、そのほか所得がない場合に関しましては、住民税はかからなくなりますので、住民税の壁と言われる非課税ラインについては100万円となっております。以上です。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 ほとんどが100万円なんですかね、といったところで、100万円を超えてくると住民税がかかってくると。ただ、いろんな報道で、まずは国民民主党は178万円と言ったり、150万の配偶者特別控除、130万、あと106万、いろんな壁があると思います。私、ファイナンシャルプ

ランナーという資格を持ってるんですけども、配偶者さんがいらっしゃって所得を抑えてるんだという方がいて、ただ、私はその方に対してのアドバイスとして、社会保険も入っちゃってぶち抜けちゃったほうがいいよっていうアドバイス私してたんですね。社会保険のなかでも健康保険は高いんですよ。でも、厚生年金って、私ね、ものすごく大事な、民間の保険よりも結構手厚いんじゃないかって思っているところがあって、奥さんがそういったところに入っていると、万が一ご病気されたりけがされたりしたら障害年金、万が一亡くなったら遺族年金、で、掛け捨てがない、自分がいずれもらえるといったところで、そのメリットがあるから、ただまあそういった方には家庭の事情があり、子育てをしている、介護をしているとなると、どうしても時間働けないから、そうなるときりぎり調整して、そういった壁にぶち当たらないように生活をしているんだといったことがあります。で、この130万円の壁を超えてきた時に、会社の負担が増えてくるとかそういった意見もあったり、なかなか難しいところではあるなかで、ただ、町として、まずはこの減収の見込みっていうんですかね、壁が引き上がった時、そこをあえて178万、130万に上がった時に、町税としてどのぐらい減収が見込まれるのか、そこについての回答をお願いいたします。

○飯田議長 高柳税務課長。

○高柳税務課長 再度のご質問にお答えをいたします。

103万円に関しましては、所得税を計算する際にですね、所得から差し引くことができる基礎控除48万円と給与所得控除55万円の合計の金額となっておりまして、103万円に関しましては、課税最低限でございまして、103万円を超えなければ所得税はかからない非課税基準となっております。国のほうではですね、櫻井議員がおっしゃるとおり、仮に178万円までですね引き上げられた場合、国と地方合わせた減収額に関しましては7兆から8兆円ということで言われておりまして、そのうち地方税分といたしましては4兆円程度の減収になると試算されているところでございます。

ご質問いただきました大洗町の町民税の減収額を試算させていただきますと、壁が178万円に引き上げられた場合、あくまでも概算にはなりますが、約1億8,700万円程度の減収になると見込んでございます。また、壁が130万円に引き上げられた場合に関しましては、約4,200万円の減収になると試算しているところでございます。

いずれにしても103万円の壁の見直しに関しましては、現段階で引き上げの額の上限のほうは定まっていないところでございますが、国のほうでは2025年度の税制改正の議論が現在本格的に始まっているところでございまして、一つは基礎控除の減税額を103万円からどの程度引き上げるのか、もう一つは、その減収額を補う財源をどうするのが現在主な論点となっているところでございます。今後、国のほうではですね、年末までに税制改正大綱のほうをまとめられるとお話ありますので、その動きを注視していきたいと考えているところでございます。以上です。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 ありがとうございます。現段階では推測といったところで、こういったお話になってくるんだろうと思います。ただ、この減収分というものは、それが住民に、国民に還元された後の経済効果というのって入ってないんですよね。あくまでも、ただ減ったという数字になっ

てきてるんですよね。だから、まあそこで経済活動が活発化してきたりすれば、いいのかなと思って、本来はもうガツンとね壁を上げて欲しいというふうに私は思っているところなんです、ここをこういった財政面、103万円の壁については、もう詳しい副町長にちょっとこの辺を、質問したいと思います。

○飯田議長 関副町長。

○関副町長 櫻井議員のご質問と申しますか、お答え申し上げますけれども、先ほど議員がおっしゃられますように、この103万円の壁については、これを上げることによって手取り収入を上げるという効果がある一方ですね、我々やっぱり財政を預かる立場としては非常に厳しい状況であると認識しております。本町で考えますと、これから水道管の更新やら、あるいは消防本部の高台への移転、さらには鉾田市と合同でやりますごみ処理施設の新設など、財政支出がこれから重なってまいります。更に、昨日も議員から出ましたとおり、人事院勧告が出てですね、給与の引き上げ、あるいは地域手当で職員の給与も上げていきますので、そういったなかでこの1億を超えるですね減収というのは非常に厳しいというのは私認識しております。

そうしたなかで、やはり今回の措置というのは、恒久的な措置というふうに認識しておりますので、我々地方財政を預かる立場としましては、やはり政府の責任において恒久的な財源の手当をしていくべきだろうというふうに思っております。こういうなかで、先般既に報道出ておりますけれども、政府のほうで政府主催の全国知事会議が開かれ、会長である宮城県知事がですね、石破首相に対して恒久的な措置を求めたということでございますので、我々地方からも更に声を上げていくべきであると認識しているところでございます。以上でございます。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 副町長、ありがとうございます。大変わかりやすい説明でした。

では、こちらを終えまして、次に3問目、子育て専用世帯悩み相談窓口の必要性というところでの質問に入ってまいります。

これは、こちらのスライドをご覧いただきたいのですが、子ども・子育て会議というものに総務常任委員長として出席をした際に配付された資料のなかに入っていたグラフなんですけども、このところで産前産後休暇を取得できることを知らずに退職をされた方がいたことにちょっと驚いたことがあります、これをもしも自らね情報を知らなかった方なんでしょう。あとは会社でも教えてくれなかった方なんでしょう。そういった時に、大洗町に相談というか、妊娠をされた、そういった時、いろんなお話を聞いて、家庭の事情とか就労状況とかそういったものをヒアリングして、聞いて、お伝えしてあげれば、これらのメリットを享受することができたのではないかな。出産手当金をもらうことができたのではないかな。その後の育児休業給付金ですか、そういったものももらえることができたのではないかなといったところからこの質問をさせていただきたいと思います。

まず、大洗町で現在、妊婦さんが母子手帳を手にしてからのサポートと流れについて、こども課長にお伺いをしたいと思います。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、こども課では令和7年度から令和11年度までの本町の子育て支援施策の基本計画となります第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を行っているところでございます。

先ほどございましたように、櫻井議員におかれましても、策定のための委員をお引き受けをいただきましてお力添えをいただいておりますことを感謝申し上げます。

先ほど出していただいたスライドなんですけれども、こちら、計画に先立ちまして今年の5月に町内の就学前と就学後のお子さんをお持ちの保護者の方900名、こちら無作為に抽出をさせていただきまして、ニーズ調査を実施をさせていただいたものでございます。

議員からもありましたように、このニーズ調査の項目のなかに母親の育児休業を取得していない理由を問う項目がございまして、出産を機に仕事を辞めてしまったとお答えをされた方が一定数の割合でいらっしゃるということでございました。調査の結果のなかから就学児をお持ちのご家庭から175件のご回答をいただいておりますので、こちらの人数に換算しますと170名の5%ということで、およそ9名の方が産前産後の休暇、産前6週間、産後8週間を取得できることを知らずに退職をされたということになってくるかと思えます。ここでお辞めになられたと回答された方がどのような就労形態であったのか、また、背景がどのようなものであったのかなどにつきましては、今回のニーズ調査の目的とするものではございませんので、これ以上の情報をここから読み取ることはできませんけれども、本来であれば産前産後休暇を取得することができる方が、議員ご指摘のように情報不足でそれを知らずに退職してしまうという事例があるということは、大変不幸なことであると考えますので、こども課としまして、このような事例を防ぐために、母子手帳の交付時でありますとか、妊婦さんへの健康状況を確認する面談の際に、仕事と出産、子育ての両立について確認する機会を増やしていくことも重要であると考えております。また、その際には、ハローワークや厚生労働省が作成しております一般例をイラストで解説しているような冊子などを活用させていただきながらご案内をさせていただくことでありますとか、また、厚生労働省のホームページなども見ますと、わかりやすいY o u T u b u動画での解説なども掲載されておりますので、こういったところを見ていただくように促すことなどを通じまして、法令で守られている休業制度であるということとを改めて周知をしまして、妊娠、出産による離職の防止に努めていきたいと考えておるところでございます。

また、ここでこども課の取り組みとしまして一例を挙げさせていただきますと、女性の復職支援の一環としまして、ハローワーク水戸でマザーズコーナーというものを実施しております、こちらとタイアップをしまして、こちらのハローワーク水戸で実施をしております母親を対象とした就職応援セミナーにこども課の職員を派遣しまして、保育園の利用状況などをはじめとした町の子育て支援に関する施策の紹介をさせていただくような取り組みも、ここ数年連続をして実施をしているところでございます。

また、先ほど画面のほうにちょっと映っていたんですけれども、こども課としましては、今年の4月から、場所はこども課のなかになるんですけれども、こども家庭センター「ほっと」を開設して

おります。こちらにつきましては、令和4年6月の児童福祉法の一部改正を受けまして、これまで子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立意義や機能を維持した上で、全ての妊娠婦、子育て世代、子どもへの一体的な相談を行うことを目的とした新たな相談窓口としまして整備をしたものでございます。この子ども家庭センターにおける本町の子育て支援業務につきましてイメージ図を作成をしておりますので、そちらもちょっとご覧をいただければと思います。——ありがとうございます。

この子ども家庭センターでは、妊娠期から概ね18歳までの子どもとその家庭を支援することを目的としておりまして、町の子育て支援全般の相談窓口となるものでございます。画面の左側、妊娠出産期から子育て期を経まして18歳の成人までというような形での流れを簡単な図でまとめておるところでございます。そのなかでお子さんの成長、発達に応じて、それぞれのステージで保健師、助産師、保育士、社会福祉士などの専門職がサポートをしていくことになってございますが、コンパクトな自治体の優位性として、センターに相談する際には妊娠期から対面をして相談に応じた顔見知りの職員がいるということは、大きな安心につながるものと考えます。また、子ども家庭センターには、これらの職員を統括する統括支援員としまして、母子保健と児童福祉の両業務について、十分な知識と経験を持つ職員が配置をされまして、一貫した支援体制を提供してまいります。また、子ども家庭センターの業務のなかには、昨年2月より開始されました出産子育て応援給付金を活用しました伴走型の相談支援と経済支援とを一体的に行う事業も含まれております。この出産子育て応援給付金につきましては、大洗町としましても、子ども家庭センターでの支援の起点とも言える重要なポジションに位置するものであると考えておりますので、国や県との間で足並みをそろえながら内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

このように本町では幅広い子育ての相談に対応できる体制を整えながら、一人一人の妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めておるところでございます。以上です。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 ありがとうございます。本当に幅広く支援体制というものは整っているというのがほんとに感じることはできておりますが、たまたま、たまたまなんでしょうね、そういったケースが出てしまったといったところで。

では、今その体制を聞いた後で次の質問に移らせていただきたいのですが、精神的な疾患を持つお子さんへのサポートはといった質問なんですけども、こちらは何故この質問をするのかと申しますと、私の知人で大洗町にお子さんがいる方ではないんですけども、幼少期に発達障害ではないかといった診断というものがされていた。本来であれば支援学級のようなところで、しっかりと学んでいけばよかったお子さんなのかもしれませんが、そのままそのクラスで勉強、勉学を続けられた。お子さんにとっては、それが良かったのか悪かったのか。でも、おそらく授業についていけないかって大変苦しい状況だったのかもしれない。親御さんとしたら、どうしても、私なんかと同じような年代の方なんで、そういったところにちょっと抵抗があるといったところもあって、なかなかそういったところに行かせることができず、もうあともう一つその方が言ってたのは、障害等級

みたいなもの、子どもの、私もこの辺ってよく調べてもわからなかったところなんですけども、精神的なところで何かがあれば、経済的な支援とかも受けられたのかなとか、あと、もうその方って確か、今、高校生ぐらいになるんですね。そうすると、今後、就職をしていくにあたって、就労支援、障害者のための就労支援を受けて、より働きやすい職場で働くことができたりとか、そういうものが受けられるものができたんじゃないのかなと思ったところで、大洗町ではどうなのかなといった問いになってまいります。

まず、そうですね、そういった精神的な疾患を持つお子様へのサポートはといったところで質問をさせていただきます。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 議員の再度のご質問にお答えをいたします。

発達面での支援につきましては、対応を開始する時期でありますとか、支援の内容が、お子様の成長に応じた、かつ切れ目のない対応として提供していくことが求められるというふうに感じているところでございます。問題を後回しにしない、先送りしないためにも、従来からの待ち受け型の支援だけではなくて、プッシュ型でありますとか、アウトリーチ型の支援が必要であると感じておりまして、こども課としましては、次のような支援を講じているところでございます。こちらも資料としてまとめさせていただきましたものを活用してお答えをさせていただきます。

まず、幼児期におきましては、1歳6カ月健診でありますとか、3歳児健診などの乳幼児健診のタイミングを始めまして、それ以外でも随時行っております電話相談でありますとか訪問の機会を通じまして、直接支援を必要とします子どもさんでありますとか保護者とこども家庭センターの専門職との間で、お互いの顔の見える関係の構築に努めているところでございます。その結果、支援の必要が考えられるお子さんに対しましては、幼児の発達を診ることができる専門職による丁寧な説明の下、定期的に実施をしておりまするか教室でありますとか、幼児発達相談など、そのお子さんに応じた必要な支援につなげる取り組みを行っているところでございます。

まず、このるか教室についてでございますけれども、例えば落ち着きがないとか、また、言葉が遅い、さらには人との関わりが苦手であるといったようなお子さんの発達に不安がある保護者の方からご相談をいただいて参加を促すケースがありますけれども、それ以外でもこども課で実施しております各健診のフォローアップ教室としての意味合いもございます。さらに、各保育施設でありますとか、幼稚園からご相談をいただいて、保護者との調整の間に参加をされるようなケースもございます。このイルカ教室につきましては、基本的には月1回、予約制で実施をしておりますけれども、発達を診ることができる保育士が必要になりますので、昨年度までは茨城県のあすなろの郷をお願いをして実施をしておりました。しかし、今年度からは、こども家庭センターのなかに専門の保育士が配置されたことで、町独自で随時相談に応じる体制が整ったところでございます。こちらのイルカ教室に参加をすることで、保護者の方につきましては、家庭と集団とのお子様の様子の違いを見比べていただくことができますので、改めてお子さんの良いところを知っていただいたり、逆に苦手なところに気付いていただくきっかけになることが期待されるところでございます。

また、親御さん自身も子どもとの接し方をどこかで学んでいるわけではございませんので、専門職から助言をさせていただくことで、保護者の子育ての悩み解消の一助となることも目的の一つとさせていただいているところでございます。

また、中央に書かせていただきました幼児発達相談につきましては、イルカ教室でさらに外部との関係性で専門的に機関に相談をしたいと、そういうようなお話があった場合などに、今度、検査をそこでさせていただいて支援につなげていく必要がございますので、その判定をさせていただくような形で、こちらに関しましては公認心理士による個別の相談の機会を設けさせていただいているものでございます。こちらにつきましても月1回、予約制で実施をしておりますが、それ以外でも町の教育センターのほうにも常駐をしております公認心理士による検査のほうを受けることができますので、以前よりも、ここも柔軟に対応ができるようになってきているところなのかなというふうに考えているところでございます。

また、一番右に書かせていただきました移動発達相談につきましては、こども課の職員が町内の保育園でありますとか幼稚園を訪問させていただきまして、園でのお子さんの様子を実際に確認をさせていただきながら情報の共有でありますとか、その後の支援につなげるような取り組みとなっております。なお、この移動発達相談には、学校教育課の職員も同行するなど、町の保幼小連携の取り組みとして相談体制の強化ということで対応しているものでございます。その後の円滑な就学後の支援につなげる役割を担っているものでございます。

さらに、また、親子ふれあいセンター「きらきら」におきましても、こども家庭センターと同様に、子どもの育成課程における悩みに対する相談に応じておるところでございます。こちらにつきましては、平日のみならず土曜日も開館をしているところでございますとか、また、お子様を遊ばせながら気軽に相談できる窓口ということで、保護者の皆様にも気軽にご利用をいただいているところでございます。親子ふれあいセンター「きらきら」で相談された内容につきましても、こども課で共有をしまして、必要に応じて関係各課とも連携をしながら、その子でありますとかその保護者に応じた適切な支援につなげていくように心がけているところでございます。以上です。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 ありがとうございます。今、この後、学校教育課、教育長のほうですかね、にお答えをいただきたいんですけど、私、最後に質問をして、町長のほうに10分ぐらい残したいんです。それで、ほんとに皆さん、ご協力ください。なるべく端的にお願いします。

○飯田議長 長谷川教育長。

○長谷川教育長 櫻井議員の質問にお答えします。端的に答えられるように頑張りますので、宜しくお願いします。

教育委員会としましてはですね、こども課の対応というのは、こどもセンターができる以前からですね、ほんとに助かっている状況でございます。いろいろな子どもたちのご家庭に入っただけということで、学校としてもほんとに助かる、私自身はほんとに教育委員会にこども課が欲しいと思うような時代でございますが、早期発見、早期対応をさせていただいていることによって、

素晴らしい連携ができていないかなと思ってます。

ちょっと学校のほうを考えさせていただくと、学校には通常学級と特別支援のクラスと、それから通級がございます。私が教育長になりましてもう4年目になりますが、年々子どもたちの数は減っております。大体1年間に一クラス分ぐらいずつ減っているというのが事実ですが、特別支援に関わる子どもたちは年々増えています。昨年在9.13%、通級まで入れると11.6%、今年はですね9.9%、通級まで入れると12.6%と、もう全児童・生徒の1割強が特別支援関係に関わっているということが現状でございます。これはいいのか悪いのかというわけではなく、きめ細かな指導をしていただいて、対応をしていただいたので早期対応、早期治療という形ではないですが、そういうクラスのほうに入っていくということができると。それには、やはり学校のほうでいきますと、就学前健康診断の時にですね、そういう検査をする。そして、教育支援委員会のほうで入れるかどうか、入るかどうかというきめ細かな指導が、対応ができていないというのは、こども課の小さい頃からのつながりのなかで知っていったら、子どもたちと保護者との関係が良いからこういうようなことができるんだらうと思っています。

また、3年前よりですね教育支援センターのほうには臨床心理士、スクールカウンセラーをしていただいている副センター長を配置しましたので、そちらのほうにも幼児から児童・生徒、そして保護者まで相談件数も年々増えております。昨年度は約760件、今年は今現在で、10月末現在で367件の発達相談があるという形で、そういう機能もできているというのはすごくいいことだなと思っています。

本当に切れ目のないですね子育て支援をしていくのにも、教育委員会としましては、こども課とさらなる連携、また、関係機関と連携しながらですね、子どもたちの明るい未来のために、幸せのためにいろいろな方策をしていきたいと思っておりますので、議員の皆様もいろいろご指導、ご助言のほういただければと思っております。以上です。

○飯田議長 小林福祉課長。

○小林福祉課長 福祉課のほうでも障害があるかもしれないお子さんのサポートということで関連がございますので一言答弁させていただきます。

今、こども課長や教育長からお話ありましたように、こども課、それから教育委員会で対応しております子どもの成長に応じたタイミングでの相談事業と並行する形で、障害を持つ、あるいは障害があるかもしれないと思われるお子さんが利用できる福祉サービスがございます。一般的に皆さんがよく知られているところだと、放課後デイサービスとかですね、あとは親御さんが急遽入院されたりとかでお子さんの世話ができない時期に、お子さんに入所してもらって生活をしてもらう短期入所事業などというものがございます。障害を持つお子さんが成長していく過程で訓練を受けて、できるだけ子どもの可能性を伸ばし、大人になった時に自立ができるように、またですね、障害を持つ子どもの世話をする親御さんが途中で息切れして親子共々倒れてしまわないように、多種多様な障害福祉サービスが用意されておるということをご紹介したいと思います。以上です。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 ありがとうございます。ご協力もありがとうございます。

では次に、経済的なサポートと将来のアドバイス等で今現在行っていることがあれば、その制度について教えてください。

○飯田議長 小林福祉課長。

○小林福祉課長 スクリーンのほうをご覧ください。子育て世帯への継続的な経済支援ということについてはですね、そちらにございますとおり18歳以下の子どもを養育している保護者に支給される皆さん御存知の児童手当ですね。それから、主にひとり親などに支給される児童扶養手当、それから障害を持つお子さんや養育する保護者に支給される特別児童扶養手当などがございます。

併せてですね、医療費の助成制度、マル福ということなんですけれども、そちらのほうもご紹介したいんですが、大洗町は公費充当を拡充しておりまして、小児マル福や重度心身障害者マル福に該当する医療費については、自己負担はかからないということになっております。障害を持つ子どもの医療にかかる費用については、更に手厚い制度が整っております。

またですね、単発の経済支援策としましては、こちらはこども課さんのほうで対応しておりますランドセル購入補助費であるとか、浜っ子すこやか報奨金など皆さんも御存知かなと思っております。

続いて、子どもが将来に向けて成長していくためのサポート体制としましては、画面のほうを見ていただけるとおわかりのとおり、切れ目ない相談と支援体制というのを敷いております。先天的な障害のあるお子さんというのは、まず病院、医療機関から結構直接的にすぐに福祉サービスにつながる人が多いんですけれども、やはり育っていく上で育ちのなかで発育・発達に心配だと思われるお子さんについては緑の帯、黄色ですかね、緑の帯のところなんですけれども、こども課さんで対応しております乳児の家庭訪問であるとか、あるいは幼児時の定期的健康診査、それから学校のほうで対応しております小学校入学前の就学時健康診断などの機会に、随時相談に応じ、都度、課を超えてですね情報共有・連携しておりまして、子ども一人一人に適した支援を行っております。

大前提として、子どもを育てる責任というのは、まず第一義的に親にあるということを皆さんちょっと忘れないでいただきたいんですけれども、ただそのなかで、支援が必要と思われるお子さんについては、やはり親御さんもその事実を受け入れるまでに葛藤を抱えてて、不安もお持ちであるということとされます。また、障害の有無に関わらずお子さんの心身の健やかな成長と発達、自立が図られ、子どもが望む未来が実現できるように親御さんには、是非早期な対応に努めていただきたいなと考える次第です。以上です。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど来からこども家庭センターのご紹介をさせていただいておりますけれども、大洗町では決してこのセンターが立ち上がって初めて子育てに対する相談窓口ができたわけではございませんで、以前から各課が連携をしまして密に連絡を調整を図りながら相談にのってきたという経緯がござい

ます。こういった基盤ができていたがゆえに、こども課のゆっくら健康館への移動でありますとか、こども家庭センターの設立についてもスムーズに対応ができたものであると考えておるところでございます。

また、こども家庭センターにつきましては、その設置の目的の一つとしまして、現在ある地域資源を有効に活用、あるいは新たに開拓をしながら関係機関と連携を密に図ることで着実な支援につなげていくことが求められているところでございます。役場内の関係各課のみならず、保育園でありますとか小・中学校、また、警察や医療機関、さらには民間のボランティア団体なども含めまして、町の子どもを育てる、子育てしやすい環境を整えるという目標を目指しまして、同じベクトルを持つ関係機関が連携をしまして情報共有でありますとか支援に向けた連絡調整を図る拠点、いわばハブ的な役割を担うことも、このセンターの責務であると感じておるところでございますので、そのためには実態の適切な把握でありますとか、関係機関との間での緊密な連携によって、効率性を意識しながら取り組んでいくことが求められていると感じているところでございます。

また、大洗町のように規模の小さな自治体では、顔が見える関係が構築されることは大きな強みでございますので、それによりまして対象者との間でアットホームな関係を築くことができます。また、そういった関係性が子どもをめぐる様々な事件や事故の防止に効果的に作用することが期待されるところでございます。行政サービスの在り方としましては、スピーディーかつきめ細やかな対応でいることが求められるのが言うまでもありませんけれども、効率を優先するあまり、機械的になってしまうことは避けなければならないと感じております。常に大洗らしさを意識しながら着実に業務を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 皆様、ありがとうございます。今、教育長、福祉課長、こども課長の意見を受けて、最後に町長に対しての質問をしたいと思います。まず質問させてください。

今のこういった体制を使った上で、それをまずは全面利用する。今、ちょっと話変わっちゃうんですけど、健康診断であったりとかメタボ診断、歯周病検診、あと介護予防、そういったものと同じような感覚で、まずは子育て世代、そこに私は単身の、まだ結婚をこれからしようと思っている人たちも入れて欲しいんですけど、そういった方たちに対するライフプラン、そのご家庭のライフ、いわゆる何ていうんですかね、ライフサポート、あなたのここの家庭ではこういったことができますよみたいなものを見せてあげる。先ほど小沼議員の一般質問の時に、大洗らしさ、なかなか独自性のあるものって出せない、お金を出すということはできないんですが、ほんと自治体からはできないでしょう。節税の、例えば少しこういうことやると税金面収まるよと、こういったサービス受けれるよ、そういったものを、まずは今お子さんが生まれる数も少ないんで、そういった家庭というものも数は少ないと思うんで、そういった方から何かそういうサービスをしていったらどうかというものを町長に一つ提案をして、町長に何か新たな案を出していただければなというふうな思いでの最後の質問となります。お願いします。

○飯田議長 國井町長。

○**國井町長** 櫻井議員からは、住民生活に直結する分野にわたって、多岐な分野にわたって、非常に前向きなご質問、ご提言をいただきました。議員からありました出産を機に離職を余儀なくされたというそのお話、非常に身につまる話でございますし、ショッキングでありました。かつてであるならば、権利の上に眠れるものは保護に値しないというような言葉もありましたし、また、それぞれ個人の責任で何とかしろと、こんなような話で片付けるところでありましたけども、昨今はそんなこと言われる時代ではありませんので、しっかり住民サービス、今、議員からありましたように、種々このやり取りを伺っていて、その立場であったらどういうサービスを、痛みや思いに寄り添いということをよく行政は掲げて、私自身もそうしたお話は各所でさせていただいておりますけども、もしその身であったらばどういうことを求めるだろうかということ、本当にその身になって一人一人の職員が考え、当然私がそうした身になって、そういう今、議員からご提言がありましたようなシステムを作るかということのをいろいろ考えながら伺っておりました。

一つには、議員が前にも相続についての窓口の一元化、すなわちワンストップサービスについてのご提言がございましたけども、私はまずはワンストップでいろんなことが解決できるような、そういうこの窓口体制の構築ということに努めてまいりたいと思っております。なかなかこのセクト主義をとっておりますし、法制度の限界、そして、これまでですとどうしても責任体系ということ、いわゆる責任をしっかりと果たすことができないという前提の下に、自分の担当でない分野についてはそこへ行ってください。まして我が大洗町であってもそうであるならば、国や県の事業や国や県の制度であるならば、もう我が町ではできなくて県へ行ってください、国へ行ってください、ここが大きな障害になっていたということもありますので、私どもでは国や県と連携し、先ほど佐藤課長からも申し上げましたように、ハローワークなどと連携し、そうしたこの離職をしないで済むようなこういう制度がありますということをししっかりとお伝えをしていく、そのためにはどうすればいいかということ、それぞれのその関係機関と連携して、私どもでまとめて、私どもの声としてしっかりとお伝えをする、その責任体系がどうなのかということ、この行政自らが最初に考えるような気風というか、そういう風潮を排除した形で、前例にとられないシステムを私どもでしっかりと構築をして、皆さん方に利便性向上を果たせるような環境を提供していきたいというふうに思っております。

それから、今言われましたような子育てであるとかそういうことの連続、さらには、なかなか発達障害をお持ちの子どもさんの顕在化と申しますか、社会のなかで、今、かつてから比べますと非常にそうした皆さんを受け入れる環境が整いつつありますが、そうした親御さんからすれば、なかなかそれを顕在化させるということに抵抗感を感じる方々がいらっしゃいますので、大洗町としてそういうことはもう十分に、誰も取り残さない、誰一人差別を受けない、そういう社会であるよということ、これメッセージ発信をまずはしていかなければなりませんので、これまでもそうであったように、これからもそうした大洗町であるということ、しっかりと皆さんにお伝えをして、また、高らかに宣言することによって誰でも受け入れられる、誰もがアクセスできるような環境をししっかりと整えていくことは当然なことだというふうに受け止めておりますので、今一度しっかりと見直しを

して、私どもでそうしたことを進めていきたいと思っております。

くどいようですが、やっぱり行政、どうしても自らの責任のところに果たそうというそういう意識がどうしてもありますので、自分の責任でないところを責任転嫁するという意味じゃなくて、果たせない責任は初めからそこには手つけないというような習慣がありますので、これは十分に住民の皆さん方にとっては、やっぱりセクトというのはあんまり関係ない話で、誰かがしっかり担ってくればいい話ですし、例えば国や県の役割といっても、これはもうそこに住む住民の皆さんからすれば、あまり関係ない話というか、全く関係ない話で、誰かがしっかり担ってくれば、行政が担ってくればいい話でありますので、そういうことを原点にして、私どもでできる範囲でしっかり対応して行って、皆さんがいろいろな制度をしっかりと享受できるような、もう権利を自ら求めてくださいなんて、そんな古い言葉じゃなくて、こんなものもありますよ、あんなものもありますよということを、そしてまた専門家集団、行政だけの役割というのは限界がありますし、また、いろんな意味でそこに立ち入ってはいけない部分もありますので、行政書士界のようなその専門家集団と連携をしてそういうことを進めてまいりたいというように思っております。ありがとうございます。

○5番 櫻井重明議員 終わります。

○飯田議長 以上をもちまして、町政を問う一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○飯田議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は明日5日午前9時30分より、3名の議員が町政を問う一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

散会 午後 0時56分

